

環境情報の利用促進に関する検討委員会（第3回）

日時：平成24年2月28日（火）13:00～15:58

場所：新日本有限責任監査法人内 霞が関ビル33階セミナールームA

1. 開会挨拶

2. 議題

(1) 第1章について

(2) 第2章について

(3) 第3章について

・XBRL Japanの環境情報開示タクソノミ開発について

(4) 第4章について

3. 閉会

(資料)

- ・ 資料1：環境情報の利用促進に関する検討委員会 委員名簿
- ・ 資料2：環境情報の利用促進に関する検討委員会 報告書（案）
- ・ 資料3：環境報告へのXBRLの適用

○事務局 本日はお忙しいところをご参集いただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより平成 23 年度第 3 回環境情報の利用促進に関する検討委員会を開催いたします。

会議に先立ちまして、環境省、小林上席参与よりごあいさつを申し上げます。

○小林上席参与 ご紹介にあずかりました環境省の参与をしております小林でございます。今日は、お忙しいところをご参集賜りましてありがとうございます。本来でございましたら、この会、今日は取りまとめという大変重要な機会でございますので、白石総合政策局長、あるいは環境経済課長がお邪魔すべきと思いますけれども、ご案内のとおりちょうど国会予算委員会等々議論の真っ最中ということでございますので、かわりまして私のほうから一言ごあいさつをさせていただきます。

ちょうどこの案件は、私が、その総政局にちょうどいた最後のころに、環境金融のことに関しまして中央環境審議会に諮問をして以来、いろいろ起こってきたことの一連の動きの中にあるのかなというふうに思っております。3 年前ぐらいだと思いますけれども、そのとき以来でございますが、お蔭様で、環境基準につきましては、3 年間の報告が出、答申が出、そして、つい先ごろは日本版の環境基準原則ということで、あらゆる種類の金融機関が集まってきて、そして、その環境に取り組もうという宣言をされ、原則を定めたということで、これも画期的な動きだというふうに思っております。そういうことで、いろんな方が情報の使い手になるわけでありまして、情報の出し手でもあるわけでありまして、利用もされていかなければいけないということでありまして、出し手のほうでいえば、その環境レポートにつきましてはのまたマニュアルの改訂というのがどんどん進んでございます。

そして、そういうものをどうやって使っていくかという議論もここで行われてきたわけでございます。環境経営をきちっと評価していく仕組みというのが、いろんな仕組みといたしまして、仕掛けが進められていかなければいけないというふうに考えておりますが、この検討会は大変重要な位置を占めているというふうに思っております。2 回の会合を開いたというふうに聞いてございますが、さらにワーキンググループを二つつくられまして、3 回ずつご議論を賜ったということでございます。それを踏まえて、いよいよ報告書の形に取りまとめるというふうに聞いてございます。白石局長がおっしゃっていたには、さらに今日も議論して、もっと具体的なことをさらに入れられるんだな、頑張ってくださいというようなことをおっしゃっていたということでございまして、ぜひ委員の皆様には、最

終会合でございますけれども、いろんなご意見を賜って、この中に入れていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

話は横道にそれますが、私のほうは、環境省の仕事は水俣病対策とか、昨日もちょっと裁判で負けたりいたしましたけれども、それから、環境と経済というようなことで参与をさせていただいておりますけれども、大学のほうでも、やはり大変最近では学生さんが環境ビジネスをしたいとすごく言っていて、そういう意味でいいますと、3・11 もございましたけれども、環境経済へのかじ切りというのは、世界というか、特に日本にとっては大きな課題になっているということで、大変時宜を得たテーマだと思いますし、また、6月の地球サミット、+20では、このグリーン経済ということが議論され、そして2020年には、いよいよインドとか中国も入った世界単位の環境市場ができると、こういうことでありまして、いよいよその環境ビジネスの出番かなというふうに思っております。そういう意味で、大変時宜を得た報告書になると思います。

日本では、ちょっと後ろを見ると環境偽装があったり、古紙偽装があったり、何かりサイクル偽装が挙がったり、いろいろトラブルがありましたけれども、ぜひそういうことを乗り越えて、ちゃんとした環境経営というのは儲かるというような仕組みにだんだんなっていくといいなというふうに思っておりますので、ぜひお力添えを引き続き賜りたいと思います。

よろしく願いいたします。

○事務局 続きまして、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料1ページ目に議事次第がございまして、その下のほうに、配付資料としまして資料1、委員名簿、資料2、環境情報の利用促進に関する検討委員会報告書（案）ということで、案の下のほうに参考資料がいろいろとついております。それで、一番後ろのところに資料3として、XBRL Japanのタクソノミ開発の紹介というパワーポイントの資料がございまして、資料3につきましては、委員のみの配付となっております。もしお手元にございませぬようでしたら、事務局のほうへお申しつけください。

また、本日はオブザーバーとしまして、XBRL Japan理事である筏井様にお越しいただいておりまして、XBRLの取組紹介をいただいて、その後、ご議論にも参加いただく予定となっております。ほかに、オブザーバーといたしまして、金融庁総務企画局企業開示課糸魚川様、それから経済産業省産業技術環境局環境調和産業推進室兼リサイクル推進課の柳川様にお越しいただいております。

それでは、以降の議事進行につきましては後藤委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○後藤委員長 皆さん、こんにちは。今日が最後になります。先ほど、元次官の小林様も今日にご臨席いただいて恐縮しておりますが、最終報告書のドラフトがありまして、これについてご意見いただきたいわけですが、先ほどお話がありましたように、第4章につきましては、新たな提案等も含めて、今日いろいろいただくということで、中身、これでもいいとかではなくて、新規提案を、ぜひどしどしお願いしたいと思います。

ということで、ではさっそく、まず第1章について資料説明、事務局にお願いします。

○猿田課長補佐 それでは、私のほうからご説明させていただきます。環境省の猿田でございます。よろしくお願ひいたします。

資料2の冒頭をご覧くださいませでしょうか。題名に関しましては、環境経営の推進と環境情報の利用ということでとりあえずしております。副題に関しましては、グリーン経済を導く基盤の構築に向けてということで、先ほどご紹介がありましたリオ20を念頭に置きまして、グリーン経済という言葉を使うことにしました。

目次でございますが、4ページ目をご覧くださいませでしょうか。4章で構成されるようにいたしまして、最初の段階では、二つの基盤を書きましたけれども、その二つの基盤についての説明というんですか、そこが必要であるということを入れるということと、あとこれ、今回の検討は、企業と金融と行政というその三つの側面を中心に論じておりますので、そこら辺のお話を書きました。第2章に関しましては、バリューチェーンにおける環境経営ということで、その基盤をどういう方向で持っていったらよいのかと、どういうふうな基盤があるべき方向なのかということがしっかり書けたらよいのかなと思っております。第3章は、環境情報の基盤ということではございますが、その基盤のソフト面とハード面があるんですけども、その中で、特にハード面に焦点を当てた、ICTを利用したということで書いております。そこら辺のほう、構成がなされればよいのかなと。そこら辺の議論を受けまして、第4章として、我々のほうとしては、今後何をやっていくのかというようなことを書いたというような構成になっております。

早速でございますが、12ページ、「はじめに」からちょっとご説明させていただきます。

ここで書いた内容は、環境の課題というものが地球全体でありますというお話を書いているんですけども、その中で、第4段落目ぐらいですね、市場メカニズムの中において、

企業の環境配慮等の取組が評価され、各主体の経済合理的な意思決定の下で、環境に優れた経済行動が選択されていくと、そういう経済システムがグリーン化された状態、そういうものを目指していこうということで書いております。その下の「つまり」と書いた段落の中で、その結果の環境経営というものを評価して、環境に配慮した消費や金融といった経済行動が、各それぞれの役割において実施されるということが非常に重要だろうと、効果的に資金配分がそれによってなされて、環境に配慮した企業が経済的便益を得ると、そういう仕組みが非常に重要なのだろうということで書いております。

「さらに」という段落の中で、環境と経済と社会とその三つの視点を織り込んだということが持続可能な社会のためには必要なんだということで、環境よりも社会面も見ていきましょうということで、少し幅を広げた書きぶりにしています。これはリオ 20 が国連の中でも、グリーン経済には、その環境・経済・社会の三つの柱が重要であるということをおっしゃっておりますので、そこら辺の議論を踏まえて、こういうようにしております。

そのような「はじめに」の前提を受けまして、グリーン経済を導くための基盤構築に向けて、企業による環境経営の自主的な推進と環境報告で開示された環境情報の有効利用に焦点を当てて、具体的な施策を書いてきたということでございます。規制等はちょっと対象にせず、自主的なということで検討していくというのが今回の特徴でございます。

それから、13 ページ目でございますが、用語の定義でございます。環境経営は、一応バリューチェーン全体を視野に入れて、事業活動に伴い発生した環境負荷による経営への影響を考慮して、重要な課題に戦略的に対応する取組の総称をいうというふうにしております。それから、バリューチェーン自体の定義も一応書きまして、付加価値の創出から費消に至るすべての過程における一連の経済主体若しくは経済行動としております。バリューチェーンマネジメントに関しましては、そのバリューチェーン全体において、顧客や取引先の経済活動に伴い発生する環境負荷による経営への影響を考慮して、付加価値の最大化と環境負荷低減を目的とした環境経営手法というということにしております。

それから 14 ページ、第 1 章でございます。第 1 章、グリーン経済と環境経営・環境報告でございますが、大きくは政策のお話や、この政策の流れにのっとって企業経営というものがどのように影響していくかというようなことを書いております。

1 ポツ目のグリーン経済と環境経営の推進、(1) グリーン経済に関連した政策動向の中では、各国の政策動向、予定日、+20 の話、規制の話といったようなことを一つ目、二つ目のパラグラフで書きまして、それらがポリシー・ミックスによって、経済と環境の

統合を意図しているということで、それによって、国全体で付加価値の創出と環境負荷の低減を同時に達成するということを志向しているものなんだということを書いています。

(2) のグリーン経済と環境経営の推進というところでは、そのような政策動向というものには企業の経営にも影響しますと、ビジネスの機会であるとかリスクの回避といったものが関連してくると、そのような政策の潮流が、ある意味では道しるべにもなるだろうと。そういう政策の兆候との関係の下、そもそもその環境制約や資源の制約といったものが企業のビジネスリスクとして対峙せざるを得ない課題になってくるといったことが第2段落目の最後に書いてございます。15 ページ目のほうに書いてあります。「そのため」という次の段落のところ、企業経営においては、環境負荷の低減を図り、持続可能な資源・エネルギーの利用に計画的に対応していくことが必要になってくるといって、特に、これから持続可能な消費と生産ということが一つの大きなテーマに、国際的なテーマにもなっておりますので、そういうところを踏まえて書いております。それから、それを中長期的な視野と、あとは戦略といったことを視野に入れてやっていただくことが重要であろうということと、そういう各企業の取組が国全体で広がることによって、国としても、その二つの同時実現ができ上がってくるのだということを書いております。

それから、2 ポツ目で、環境経営及び環境報告の現状と課題ということですが、(1) の環境経営の現状と課題で、「やさしい企業行動調査」等に基づいて書いております。これは前から説明したことでございますが、特徴といたしましては、売上が小さくなるとだんだんと取組、認証取得の状況なんかは低くなっていったりとかしますと。

一般の場合、エコアクション 21 でございますが、現在、7,000 社に上っておるといって状況ではございますが、ほとんどが100人未満ということの企業でございますので、これにつきましては、非常に規模の小さいところが積極的に頑張っていますというような状況がわかりますということでございます。こういうことを見ていきますと、特に売り上げが100億とかそこら辺の規模の企業からさらに下というところが、さらに普及を深めていく必要があるだろうということをおっしゃっております。

それから16ページの(2)でございますが、環境報告の現状と課題、これも「やさしい企業行動調査」において紹介しております。35%ぐらいで横ばいなんですけど、これも売上が小さくなると、やはりまだまだだということでございます。ここら辺につきましても、任意開示ではございますが、やはりインセンティブというか、また経営者の方の意欲とかそういうものがないと、なかなか取り組むのは難しいだろうというようなことを考えてお

りまして、さらなる有用な環境報告の実施を図っていく必要があると思っております。

3 ポツ目でございます。グリーン経済を導くための基盤ということでございますが、我が国の政策のお話、「環境・エネルギー立国」を目指すといったことや、17 ページの上のところでは、このような政策遂行において、先ほどの環境経営と環境報告の現状を踏まえて、バリューチェーン全体を見据えて、企業組織において環境経営を適切に実践する仕組みを構築することが不可欠になるというようなことを書いております。

また、次の段落では経済的便益といったものが重要であるといったことや、環境情報が経済活動の重要な媒介として存在するといったことが必要であろうと。最後の段落で、東日本大震災を景気に、バリューチェーンマネジメントが非常に重要だということが、また、これ認識されたといったことを触れまして、多くの企業が、そういうバリューチェーン全体を視野に入れた環境経営、環境報告のための組織体制を確立することが非常に重要なんだということで書いております。

それから (2) でございますが、環境経営と環境報告の方向性でございます。これは先進的な企業や各国の議論の動向、開示の議論などの動向を踏まえまして、どういう方向性になるだろうかということのをさわりとして触れたものでございます。2 段落目におきましては、先進的な企業においてはということで、経営者のリーダーシップとかステークホルダーの対応によるフィードバックとかいったことを触れました。それから、「また」から始まる 3 段落目がバリューチェーンを全体でやっていますと、情報収集などをしていたり、EMS の認証取得も取引条件としているといったこともあり、事業エリア外でもそういう取組がやられるようになってきておりますといったこと。

18 ページ目でございますが、CDP ですね、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクトを森澤さん、来て目指させていただきましたけれども、そこら辺のお話をしております。それから、アメリカのドッド・フランク法や、紛争鉱物についてとか ISO26000 なども触れております。

このような状況を踏まえまして、(3) でございますが、グリーン経済を導くための基盤ということで、二つの基盤が重要であるということで触れました。一つが、バリューチェーン全体で持続可能な資源・エネルギー利用を志向する環境経営の推進基盤、もう一つが、環境・社会・経済の視点を統合的に経済活動に織り込むための情報開示基盤と、その二つが重要であるということにしております。その二つの説明がその後につらつらとしてある状況ですね。ちょっとそこは飛ばします。

最後になりますが、19 ページ 4 ポツ目で、納入先、今回の報告に当たって取り出した三つの主体ですね、納入先企業・金融機関等・行政機関ということで、それぞれの期待される役割について触れました。

(1) につきましては、納入先企業の役割ということで、まず第 1 の段階で、先進的な企業は国際的な規制等や枠組みにも影響されます、ステークホルダーへの影響もございませので、そういう環境に関する知識や課題に対応するノウハウというものがどんどん蓄積されていきますということと、二つ目の段落で、そういう取組、ノウハウというものがバリューチェーンを通じていろんな企業にも伝わっていくというようなことが重要であろうということで、一番最後の文章の中では、指導・協力関係が企業間で結ばれ、かつ WIN・WIN の関係を相互に構築することが望まれるといったようなことも触れております。

以上から、納入先企業においてはということで、環境経営を評価して、また支援をすることによって優れた企業と優先的に取引したりして、経営者に対して動機づけを与えるといったようなことが期待されるのではないかと書いております。

それから 20 ページでございますが、(2) の金融機関等の役割ということでございます。1 段落目では、金融機能について一つ紹介をいたしまして、その中に、市場メカニズムにより効率的に資金配分するということではありますが、その実行の際に、キャッシュフローの毀損リスクやリターンの不確実性を予測することが不可欠となるということで、それには有力な情報の入手と的確な分析手法の確立といったものが前提となるだろうと。また、2 段落目で、そういうようないろんな情報を取り入れていったりとか、中長期で見るといったような、新たというか、そういう金融のやり方というものが開発されていくということが、これは金融取引の多様化と市場の活性化においても重要になってくるということで、そういうものの一つの紹介として、責任投資ですね、RI 関係や環境格付融資といったものが今注目を浴びていますということが 3 段落目に入っております。これら金融機関の取組自体も、自らの持続可能性を確保するといったこととプラスして、やはりグリーン経済への移行を円滑にする重要な機能を果たすということで締めております。

最後に、(3) として行政機関の役割でございますが、規制主体ということと、あとは投資の主体と、その二つの側面がありますということで、二つ目の段落で、費用の助成の話とか、公共調達とか、いろんな取組を紹介しております。21 ページ目でございますが、このような行政機関が情報収集を行ってもおりますので、そういう情報をもとに環境経営をしっかりと評価して、企業にフィードバックするということが有効な役割ではないかと

いうことで書いております。

以上のことから、行政はグリーン経済へ移行するための指導的な役割が期待されるということで一応締めいております。

資料の紹介でございました。

○後藤委員長 2章もあわせて。

○猿田課長補佐 わかりました。では2章も続けてやらさせていただきます。

22 ページ目ですね、少し時間があれなので、ちょっと短くさせていただきます。バリューチェーンの基盤についてということでございます。

1 ポツ目で推進する意義についてですね、(1)は大手企業の環境経営についてということで、意識調査の中からのご紹介をいたしました。ただ、実際やられてはいるんですけども、バリューチェーンマネジメントということで見ますと4割を下回っているということでございますので、まだまだ取組が進められていないというようなことはわかります。

(2)のバリューチェーンを視野に入れた環境経営の目的というところでございますが、これは23ページの下に書いたイメージ図がございますけれども、ここら辺の説明をしたものでございます。市場・社会の期待とか要請といったものがバリューチェーン全体で行われていきますと。それを直に受けるのが一番右側の企業になると思いますけれども、その企業が、環境法規制の要請や自主的な環境取組の依頼というものを全体に、一次店、二次店とさらに下のところにまでしていく必要があるだろうと、そのために、化学物質なんかでは、もう管理体制の構築とか正確な情報収集の必要性と、その二つの側面が必要になるだろうというようなことで書いております。

それから、特徴的なのは、ヒアリングをした結果でございますが、23ページの四つ目の段落で「なお」というところで、こういうバリューチェーンの目的が単なる情報収集ではなくて、コミュニケーションをとるということが非常に重要であるといった意識がございましたので、目指すべきバリューチェーンマネジメントの方向としては、取引先との協同関係によるシナジー効果ですね、これによって事業機会とリスクに戦略的に対応していくといったことではないかということで書いております。

24 ページ目でございますが、環境経営のメリットと推進する意味でございます。これも、ヒアリング等をした結果、またワーキングのほうでご意見をいただいた結果ということで書いております。付加価値の最大化と環境負荷低減の同時実現ということでございますが、企業、実際やる納入先の企業以外にも、仕入先にとっても、それはメリットになる

ということを書いております。それから EMS を含めた組織体制が非常に重要であるとか、日常の活動の中に環境の視点を入れることが重要であるといったようなことが書かれております。

そして 25 ページ目でございますが、では、実際、その仕入先の環境経営評価というものがどういうふうになされているんだろうかという現状でございます。これは、グリーン調達基準等でやられてはいるんですけども、その一番下のところで書いてはいるんですが、一次店まではやられているんですけども、なかなかその先までは進んでいないという現状がわかりました。26 ページ目の上の図を見ていただければわかると思いますが、ただ、将来的には二次・三次店、それより先の仕入先まで広げたいという動向でございます。

(2) でございますが、そのような環境経営評価に関する事例を紹介しております。特に事例で挙げたのは好事例ということでございますが、定量情報を求めていたりとか、さらに、教育研修だったりとか、一緒に取り組んだりといったことがいろいろございました。改善提案とかもあったということでございますので、紹介しております。

27 ページ目でございますが、環境ということ以外にも、社会的側面についても、今は、特にグローバルということを考えて必要になってくる。特に CSR 調達といったことが非常に重要になるんだというところで書いております。

(3) でございますが、課題は何だというと、やはりその先に、二次店、三次店と先になるにつれて意向が伝わらなくなるといったことが課題であるだろうと。じゃ、原因は何かというと、例えば人材不足であるとか、情報収集体制が非効率であるとか、また評価の方法が確立されていないとかいったことが課題だということでございました。

28 ページ目にいっていただきまして、売上高 1,000 億円未満の企業にヒアリングしたところどうだろうというと、やはりその企業においても、なかなか自分が上から言われたことを下に広げていくというのは現実的には難しいということでございました。あと、時間がなかなかなくて、勉強会にも行けませんよというようなこともございました。こういうことを総合的に考えますと、やっぱり人とかノウハウとか資金とか情報といったものを克服するような仕組みというものがやはり基盤としては重要になるだろうというふうに思っております。

金融につきまして 3 ポツ目で書いておりますが、ここは、全体としてはバリューチェーンの志向は、今現在はまだ進んでいないんですけども、将来的には、そういう環境・社会といったものが、投資、取引の評価の中に出てくる可能性はありますということが書い

てございます。

4 ポツ目でございます。では、基盤の方向性はどういうことだということになりますと、1,000 億円を下回る企業に対する施策が必要だろうということと、先ほどの動機づけと、あとは行動の課題の克服、4 つの克服をしていくことが重要であろうということで、まず 30 ページに (1) ですが、経営者の動機づけということが重要であろうと。仕入先では取引を広げていく、または金融機関の方がコンサルティング機能を通じて関心を高めていくといったことがポイントになるだろうと。あと (2) でございますが、環境人材の育成ということも非常に必要になるだろうということで、そのイメージとして、今回は環境人材のキャリアアップイメージというものを参考としてつくりました。

それから、31 ページ (3) は組織作りが重要であって、特に環境経営の統合ということだと、その組織自体も同一化され、同じような組織に入っていくことが重要であろうと。

(4) でございますが、外部者の育成といったことも必要になるだろうと、外部者自身にとっての動機づけや行動の制約といったものを克服することが必要ですということを書いております。それから、(5) は環境経営をどうやって見える化していくか、評価するための見える化をどう進めるかといったことですね。これにつきましても、チェックリスト等を今回はつくったというものでございます。あとは、その見える化の中に書いてあるのは、リーダーシップとか、戦略とか、ステークホルダーとか今後の方向性ですね、環境経営の重要な視点といったものを、環境経営評価の中でぜひ入れていっていただきたいということで、チェックリストを今回はつくりました。

それから、32 ページの (6) でございますが、進めるに当たっての留意点とか、段階的な実施とか、指導・協力ということが必要であるといったこと。それから (7) でございますが、これはまたちょっと、なかなか難しい点もあるんですけども、全体としてそういうことがあったとしても、やはりインセンティブというものがないと進められないよねということで、インセンティブについて、簡単ではございますけれども、今のところ書いているということでございます。ここら辺につきまして、いろいろまたご意見いただければと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

それでは、さっそく皆様方からご意見、コメント等をいただきたいと思いますと思いますが、どなたからでも結構ですが、とりあえず第 1 章につきまして、ご意見、もしたくさんあるよう

でしたら、こういうふうに立てていただければ順番に。いかがでしょうか。とりあえずは、事前にはお配りしたんですが、日にちがなかったので、若干、読むのに時間が足りなかったかもしれませんが、第1章はいかがでしょう。

はい、どうぞ。

○実平委員 斜め読みしかできていませんので、ちょっとピント外れになるかもしれませんが。

環境経営と環境報告というのが、どちらかといえば同列に論じられているようなところがあって、ある意味では、環境経営というのはもっと大きな概念で、環境報告はその一つというふうな認識で私はいるんですね。全体が情報伝達の話なので、環境報告を最終的に論じるのでありますけれども、その前に、少し骨太なところが必要かなと思っていて、つまり、15 ページのところ、国全体として、その付加価値の創出の最大化、それと同時に、環境負荷の低減という概念です。いわゆる環境効率のような概念でありますね。

だから、日本国として環境効率をどう持っていきたいのだと、あるいは、環境効率の分子はGDPを計測するのか、何を計測するのか、分母についてはGHGだけでいいのか、ほかにも何か計測するのかといったところの方向性を示した上で、各企業がどうやる、そのためには、それをアシストするための情報伝達を、サプライチェーンを通じてどうやるのかというところが必要なのかなというふうに思っています、だから、かなりばらけると思うんですね、後の議論が。

だから、こういう方向性だというふうに、仮説でもいいですけども、こう考えた場合にこういうことが必要だ、こういうことも必要だというふうなことなのかなとざっと思ったので、ちょっと一言だけ。

○後藤委員長 猿田さん、前ですね、環境省が何か基本計画の中で、10年間でファクター1.4でやっていて、あれ、平成20年か22年に終わって、その後はどうなっていますかね。

○猿田課長補佐 ちょっとそこはあれなんで、また。

○後藤委員長 それ、環境基本計画だったかな、10年間でたしか効率を1.4倍にするという計画が前にあったと思うんですが、その後はどうなったか。なくなっているのかもしれませんがね。

○猿田課長補佐 確認します。

○後藤委員長 確認をしてもらいますが、前はそういうのが確かにありました。今、多分、

それに続く 10 年のとかそういうのがなっているので、どちらかという、決まっていますが、その 2020 年の GHG とかそういう話のほうに頭に来ているかと思いますが、前はファクター1.4があったと思います、国全体の中で。

○猿田課長補佐 今の話、中央の話ですね、環境基本計画の中で何が重要かということも今議論されておりますので、そういうことも踏まえまして、やはり今おっしゃられたみたいなことをしっかり書いていきたいと思うんですけれども、国としての重要な指標、それから、この 4 章の中に書いておりますけれども、業種別の KPI といったものが、恐らく国の方向性とも関連されてつくられていくのだろうというふうには思っております。少し、今、おっしゃられたことを書いていきたいと思います。

○後藤委員長 4 章で、少しご提案で、こういうものを出すべきだみたいなことも、また後ほどご提言いただけますでしょうか。

○実平委員 はい。

○後藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○水口委員 水口です。全体に非常によく書いていただいていると思いますので、いいのかなと思うんですけれども、環境経営という概念といたしましうか、環境を、そのグリーン経済を導くというときに、やはりその企業の環境負荷に注意をしていくという側面と、逆に、その環境の課題を解決していく、その新技術ですとか、そういう側面と両方あるんだろうと思うわけです。15 ページの、その環境経営の現状と課題のところでは、どちらかという、そのいわゆるその従来型のといたしましうか、負荷をいかに注意していくかとか、こういう側面に焦点が当たっていて、グリーン経済のそのポジティブな側面がやや薄いのかなという印象を受けました。もともと環境経営のその最初の定義のところでは、多分、両面を含めて議論されているんだと思いますので、もうちょっと書き込んでもいいかなという感想だけは持ちました。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。環境マネジメント 14001 も、エコアクション 21 も、負荷低減だけじゃなしに、プラス要素をどう入れていくかということに今かなり重点が移ってきていると思いますので、あえて書き込むならば、この環境マネジメントシステムの負荷削減だけではなく、まさに環境を解決、むしろ、プラス要素をどう実現していくかということも踏まえたマネジメントシステムをもっと普及させる必要があるという

ようなことが、ちょっと両面があるのだということがこの中にあればいいなとこういうことですね。はい、ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○菊池委員 菊池です。二つ申し上げたいと思います。

一つは、水口先生のご指摘にも絡むようなところでして、このレポート全体的にグリーン経済というキーワードを掲げられていますので、グリーン経済について、もう少し説明というか、一つの段落でいいと思うんですけども、明確にグリーン経済とは何だと、どういう方向を目指すんだということを、もう書き切ってしまったほうがいいのかなというふうに思います。これは、先ほど先生が指摘された、グリーン・グロース的なところなのか、あるいは、循環経済や持続可能性みたいな議論なのかとか、場合によって、ニュアンスとしていろいろ使い分けられるときもありますので、両方とも統合しているのだと出したほうが、もっと迫力のあるレポートになるのかなという気がします。それが一つです。

もう一つが、私の担当というか、専門に関わるところなんですけど、20 ページの(2)金融機関等の役割というところの第2段落です。これは業界内でもいろいろ意見が分かれているところですので、私の個人的意見ということでお聞きいただければというふうに思うんですけど、中長期の投融资になると、事前に分析すべき情報の時間軸もというところの2行目から3行目にかけてですね、投融资先の企業に影響を与える事象の範囲も非財務情報も含め、拡大していく、これ、必ずしもそうじゃないんですね、実は。中長期の評価になればなるほど、範囲は狭くなる場合がありまして、短期投資の場合になればなるほど、実は考えないといけないファクターが多いということもあります。

たとえば、為替ということを見ると、中長期では、その為替にどう対応していつている企業かということだけにフォーカスをしていけば、為替が円高になろうが、円安だろうが、あまり気にする必要はないわけです。けれども、短期の評価を考える場合は、為替がどの水準にあるか、どういうふうに変化をするかということまで考えていかないとけない。そうすると、海外の金利動向など、いろいろ考えないといけないファクターが実は増えてきまして、必ずしも正しくはないかなという気がします。

書き振りとしては、その「時間軸も中長期になり」の後、事象の範囲が拡大していくのではなくて、非財務の情報の必要性が高まるみたいなところでの書きっぷりにしていただけると良いのではと思います。融資に関しては竹ヶ原さんにお任せしますが、少なくとも投資の立場からは、若干違和感がある表現でしたので、その点を申し上げたいと思います。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。

こういうことはどうなのでしょう、短期、中長期に関わらず、以前に比べて非財務情報の必要性が拡大していることは事実ですよ。

○菊池委員 非財務情報というところをフォーカスしていただいたほうが、環境情報ということにストレートに重なってきますし、委員長のおっしゃるとおりのストーリーに書いていただいたほうがぴったり当てはまるかなと思うんです。

○後藤委員長 だから、もちろん非財務情報の必要性が高まるという書き方でもいいし、短期、中長期に関わらず、非財務情報の重要性、範囲が拡大しているというようなことでもいいわけですね。

○菊池委員 そうですね。

○後藤委員長 では、その形にするか、ちょっとまたドラフト、最後に言おうと思ったんですが、今日、皆様のご意見でドラフトをまとめたものは、皆様方にもう一度お届けします。それでご意見をいただいた後、多分、最後は事務方、環境省さんと私のほうで整理をさせていただくと。ですから、今日、ご意見いただいたものは、もう一度皆様方にフィードバックするということですので、ぜひさまざまなご意見をいただければと思っております。

ほかはいかがでしょう。はい、どうぞ。

○竹ヶ原委員 今の菊池さんの説明を受ける形で、私も確かに同感でありまして、非財務情報も含めてというと、むしろ財務情報プラス非財務情報で、期間が長くなればなるほど材料が増えるみたいな取られ方になるので、そこは確かに分けてもいいかなと。非財務情報に対する関心が高まったのは事実です。

ただ、ここから先は議論が必要で、金融機関の役割として、非財務情報の役割が高まっているから、そこをプロアクティブに分析していきなさいというトーンで書かれているんですけど、そういう機関もあるんですけど、多分、金融一般からすると、まだその非財務情報というのがマテリアルかどうかのところの判断がつかなくて、悩んでいるというのが多分実態だと思うんですね。だから、金融機関としても、そこは調べていかなければいかん、実際に中長期になればなるほど、非財務情報というのがキャッシュフローの安定性なんかに影響するのかもしれないのかというのを調べる役割はもちろんあるので、そこは間違いないんですけど、金融機関がそういうことをしやすくなるような環境整備というのも、ど

こかの主体としては、やっぱり書き込んでいただきたいというのは、思いとしてはあります。

というのも、むしろ第2章がメインになるんですけど、だんだんこれは個別の企業の財務情報プラス非財務情報の話からサプライチェーンまで広がりますよね。バリューチェーン、サプライチェーンでの非財務情報というのを金融としてどう考えたらいいかというのは、結構これ、悩ましいところがあって、これはまさに投資と融資で多分違うんだと思うんですよ。融資の場合は、恐らく、いわゆる信用力に関わる話なので、サプライチェーンを上下に広げて、上流、下流に広げるといってもリスクは間違いなくあります。例えば、書かれている紛争鉱物にしても、生物多様性にしても、多分これ、原材料調達リスクというふうに置きかえてしまえば、間違いなくプロジェクトの信用力だったり、企業の信用力に対するリスクファクターにはなるんですね。

だから、ここに対して、もし情報が取れるんだっから見たいということになると思うんですけど、果たして投資家の目線で、そういうリスクというのはどこまであるのかなど、むしろ環境貢献量みたいに、その会社のもっと、本来だったら企業の価値に帰属できるような環境価値というのがその会社に入っていないじゃないかと、サプライチェーンを広く見渡して、もっとプラスの要素を、アップサイドを会社に寄せていける要素があるんだったら、そこを見てみたいと、何となく投資のほうはアップサイドをねらいますんで、同じサプライチェーンでも、見たい環境ファクターが違うかなという感じがするんですね。

なので、金融機関の役割とこう一つでくくって、非財務情報の重要性が高まっているから云々というのは、これは事実なんですけど、もうちょっと細かく書いたほうがいいような気がします。ちょっとそれは抽象的で申し訳ないです。

○後藤委員長 これ、なかなか大きな宿題なんですけど、猿田さん、今のちょっと、少し書き込む形で検討したいと思います。評価の仕組みをつくる必要があるとか、いろんな形ですよ、世の中に受け入れられる理由かも含めて、受け入れられるような評価の仕組み、企業価値につながるような評価とかの仕組みなんかも必要だという形に。

○竹ヶ原委員 多分、後で書いている ICT の利用とか全部つながってくる話だと思うので、要は、書かれている内容をベースに、双方の連携というか、ぶつ切りになって、このパートだけが金融の役割、あとは ICT があってという感じにちょっと読めてしまうんですけど、多分、これは全部報告書の内容、体系的につながっていく話だと思うので、もう少し内容の相互間のリンクをとっていったほうがいいかなというのが、もう一つあります。

○後藤委員長 ちょっと、これはまた事務方でやらせてもらいます。

それから先ほど、すみません、菊池さんのお話で、グリーン経済の話があって、それ、何のコメントもしておりませんが、グリーン経済をどう書くかというのは、菊池さんも、非常に狭い書き方じゃなくて、非常に、幾つかあるのを、もうちょっと、もう1行か2行書いたほうがいいと、こういうお話と受け取ってよろしいでしょうか。

というのは、グリーン経済って、本当にあいまいなんですよね。Rio+20のグリーン経済も、皆さん、それぞれ頭に思い浮かべているのは少しずつ違うんで、これをすばっと切った書き方は、ちょっとなかなか難しいので、また事務方に検討してもらいますので、ちょっと幅広の書き方になるかとは思いますが、それでよろしいですね。はい、わかりました。

では水口さん、はい。

○水口委員 何回も発言してすみません。17ページから18ページにかけての環境経営、特に環境報告の方向性というところでCDPに触れられているんですけども、CDPから派生して、皆さんご存じのCDSBであるとかIIRC、CDSBだとCDPは関係ありません。IIRCとか、いわば、その環境と経済を統合した報告という方向性が報告の世界のほうでも出てきていると思うんですが、その辺は、あえて書いてないということなのか、どうなんでしょうかということです。

○猿田課長補佐 その段落の下のところで、財務情報と非財務情報を統合、または関連させて開示することの制度化や、開示手法の議論が進展しているということで、もちろんその脚注のほうでは、IIRCについては触れたりしているんですけど、財務報告なので、直接そこは、あまりこう、あえて書かなかったというか、あえてさらっと書いたということなんですけれども。

○水口委員 そういうのもありかなと思います。

○猿田課長補佐 すみません。

○後藤委員長 IIRC統合報告書を否定するつもりは全くありませんけれども、あれは、基本的に投資、インベスターのための報告書をメインとして、今、ISO26000の世界ではマルチステークホルダー・エンゲージメントですので、投資家以外とのダイアログとかコミュニケーションというのは、もう極めて重要でして、そうすると、それは投資家向けの報告書とは違った情報、環境情報にしろ、その他の情報が必要なわけで、ここでIIRCがダーッと出して、それが方向ですよとは正直言って言いたくない。決してIIRCを否定す

るつもりはありませんけれども。

○水口委員 そのご意見には賛成です。ありがとうございます。

○後藤委員長 ほかは、はい、どうぞ。

○泊委員 19 ページにですね、4 ポツで環境経営を評価する主体を経済主体三つに絞りますという記述が4 ポツのところに書かれていますけれども、環境経営を、本来、評価する主体というのはいろいろほかにもあると思うんですが、例えば、その従業員でもそうですし、地域もそうでしょうし、顧客もそうでしょうし、いろんな団体もそうでしょうし、こちら辺、その経済主体三つに絞った理由とといいますか、いろんなそのステークホルダーなり評価する主体がある中で、環境経営を評価する主体を三つに絞った理由をもう少し、これが前提であるならば、その実効性の観点からというふうに書いていますけど、説明をされたほうがいいのではないかなというふうに思っています。特に BtoC のビジネスをする私どもからすると、もっと環境経営を評価する主体というのはいっぱいありまして、こちら辺が少し不十分かなというふうな印象を持ちました。

○猿田課長補佐 そうですね、少し考えたいと思います。ただ、おっしゃられたとおり BtoC だと顧客ということになりますが、頭の中では、顧客は、どちらかというところ、その経営全体の、環境経営全体というよりも、むしろ自分が買うプロダクトベースの評価なのかなということで、ここの検討からは一応外しているんですね。そこをあまり書き過ぎてしまうと、何か論点がちょっとずれていくというか、何であえてその消費者は除くんだということになりかねないかなと思って、ちょっとさらっとここは、逆にさらっとしてしまっただけですけれども。もうちょっといい書きぶりがあれば、少しご相談させていただきたいと。

○後藤委員長 じゃ、そこはまたちょっと検討させていただいて。

せっかくご意見がありましたように、このところはグリーン経済を導くための基盤とその必要性の中で、ここでは納入先の企業、金融機関、及び行政機関の役割という形にしてありますが、本当のことを言うと、このグリーン経済全体を導くためには社会全般、例えば NGO、NPO の役割みたいなことがあるんですが、そこがここにはないんですが、できましたら4章のほうで若干そういうことを入れていかないと進まないかなと思っていますので、また、そのあたりでもご意見を賜りたいと思います。

自分が NGO で、NGO を全然入れてないというのは、いろいろありますが、それは置きまして、また、もしありましたら、戻ってご意見をいただいても構いませんので、続きまし

て、2章のほうに移りたいと思いますので、2章について、コメントなりご意見をぜひいただきたいと思います。

ここも結構大きいので、いろいろご意見があるかと思いますが、ぜひ、どなたからでも。では、水口委員。

○水口委員　こんなに何回もしゃべっていいんでしょうか。

27 ページの仕入先の環境経営における課題のところ、そのちょっと前のところにグローバル化の話がありまして、このバリューチェーンを考えたときに、国内のサプライヤーから海外のサプライヤーに広がっていく動きというのがグローバル化の中であると思うんですが、ここで指摘されていますように、グローバル化して、海外の仕入先に広がれば広がるほど、情報収集のコストも高まりますし、コントロールもきかなくなるということなんだろうと思うんですね。

逆に言うと、その環境経営とバリューチェーンにそのコントロールをきかすという観点からすると、国内のその投資家に優位性があるということがあるだろうと思うんです。この書きぶりはそういうことを含意しているのかもしれませんが、この辺は、現実論として、バリューチェーンの情報をといるときに、なかなか本当に海外に行くとなかなか難しいだろうなということは思っています。ですから、国内バリューチェーンの逆に優位性ということも書かれてもいいのかなと、ふと思いました。

○後藤委員長　ありがとうございます。これは、さて、書くべきか、書かぬべきか、非常に難しいところでありまして、海外でも、実は日本企業の海外工場から仕入れているというケースも非常に多くて、日本企業が競争力を求めて海外に行っている。全部仕入れているケースというのは決して少なくないんですね。それは、当然コストとかそういうことを考えてやっているわけで、国内が優位性があると言えるなら、そんなに出ていくことはないんですけれども、出ていかないともうサバイブできないというようなこともあって、ちょっとここで、その国内に優位性があると書けるかという、ちょっと難しいのかなと思うんですが、ちょっとまた相談します。

○水口委員　ありがとうございました。ご指摘のとおりかもしれませんので、特段強い意見ではありません。ただ、優位性がある外に出ていくというときに、海外に進出しようとするときの意思決定の基準は、恐らくおっしゃられたようなコスト面が、多分、判断基準としては大きいのだらうと思われまますので、環境面の判断基準を含めたときに、本当に海外が優位性があるのかどうかというのは、各社さんがよく考慮されるべき論点の一つだ

ろうなというふうには思います。

○後藤委員長 ありがとうございます。なかなかこれは難しい問題で、海外へ進出するその動機が何なのか、よく環境で、環境規制が厳しいから海外に行くって、そんなことは多分ないですよ。そういうことも含めて、企業のビヘビアのその本当のところの動機というのは、なかなかそんな簡単には断言できませんので、ちょっとその辺は書き切れないかなとは思っていますので、ご意見はご意見としまして、ちょっと相談しますけれども。

ほかはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○竹ヶ原委員 一つ基本的な質問になってしまうんですけど、ここで議論しようとしているバリューチェーン全体を視野に入れた環境経営の意味なんですけれども、自社のいわゆる環境経営の情報の精度を上げるために、バリューチェーンで発生しているさまざまな環境負荷を、何らかの形で見える化していくと、そういうイメージでいいんですかね。というのも、ちょっと中で、我々が環境格付をやっていて、最近、スコープ3の絡みで何か、ちょっと議論があったんですね。実際にスコープ3で、一体どこまでの情報が企業に求められていて、実際、その負担ってどうなるんだろうというのをいろいろ調べていくと、実際には生データ、一次情報を取ってきて、それできちんと集計してということまで、ほとんど求められていなくて、大部分は推計でいいんですよ、スコープ3であっても。

そうすると、例えば企業が説明責任を果たすだけであれば、いろんなデータを使いながら、自社のバリューチェーン全体における環境負荷というのを推計して、当社としてはトータルではこうだと、バウンダリーでというふうに示せば、一応これで説明責任を果たしたことになるんだと思うんですけど、ここの第2章で見たようなそういうことなのか、そうじゃなくて、かたくなに一次情報を集めてきて、要するに、より再現性のあるデータで、どこまで説明し切るか、その説明責任のレベルの高さ、低さみたいなものを求めようとしているのか、これ、どっちなんですかね。

というのも、使うほうの金融からすると、推計値をバーツと並べられて、それがそれぞれそれなりに説得力があれば、「あ、そうですね」と言わざるを得ないところがあるんですよ。それによって、何となく金融におけるバリューチェーン志向みたいなどの書き方がちょっと変わってくるかなという気が、ちょっと拝読していて思ったんで、これはもう意見じゃなくて、純粋な質問なんですけれども、この第2章で明らかにしたい部分って、どっちに力点がありますか。

○後藤委員長 猿田さんは何かコメントはありますか。

○猿田課長補佐 一つは、実際に企業の方がどういうことを志向してバリューチェーンということを考えられているのかというのは、やっぱり一番大きなポイントになるだろうと思います。一応、いろんなお話を聞いていく中で、我々のほうでちょっと認識しているのは、そのバリューチェーン全体の環境負荷とか、規制の影響もあると思うんですけども、そういうものが、自社のやっぱりビジネスに影響してくるということだというふうにお伺いしていますので、どこに、要は自社のチャンスとかリスクがあるのかということ、バリューチェーン全体を視野に入れて、課題認識をしたり、取り組んでいくというのが、それが一番重要なんだろうなというふうに思っております。

だから、いたずらにその情報収集だけを何の目的もなくやるということではないということ、これは間違いないですね。あとは、その政策目的ということからしても、それは情報を単にというものではなくて、やはり取組をどうやって広げていただくのかということが一番重要だと思っています。

○竹ヶ原委員 ということは、ある意味で、情報の根拠が一次情報であれ、推計であれ、とにかく、できるだけカバレッジを広く取って、自社のバリューチェーンにおけるチャンスとかリスクみたいなものをきちんと同定していれば、それをもってよしとすると。だからこれ、GHG だけの話じゃなくって、例えば、生物多様性の紛争鉱物も含めて、いろんなそのリスクをしっかり見ててくれれば、これは確かに我々からしてもすごくありがたい話なので、せめて、特に情報の根拠を問うものではないという理解でよろしいですかね。

○後藤委員長 私もそういうことだというふうに理解しております、金融機関にとって有用かどうかということだけで、そのバリューチェーンをやるということではなくて、企業にとってどう有用かと、やらないとどうマイナスになるかという観点が非常に大きいと思うんですが、特にスコープ3の遷移のところにおける排出情報なんかは、これの推計の根拠を、この場合は4章の問題になると思うんですが、社会が納得するような、各社さんが独自に、幾ら保守的に見積もってといっても、なかなか推計はだめになるんで、それが社会一般に納得いくような推計方法というものを確立する必要があるだろうと。

そこまで入らないと、業種によって環境経営が全然成り立たないんですね。幾ら自社のところでCO2を減らそう、減らそうって、ものすごいお金をかけても減らないと、でも製品の、自動車なんかは端的ですけど、走行中のCO2排出量をぐんと減らして、トータルでもどれだけ減らすというような形じゃないと、環境経営だということのインセンティブを、もちろん今は、自動車は環境技術が重要で、そこをやらないとだめなんですけど、こ

このスコープ3の推計のところの話というのは非常に重要なんですよ。これも、そういうものを多分政策提言というか、仕組み提言の中で入れていかないといけない項目だろうと思います。

それから、バリューチェーンの、サプライチェーン側にまわりますと、紛争鉱物のお話がありましたように、今、セカンドティア、サードティアで実は環境と人権がものすごく結びついておりまして、これ、すごく加担の問題で、リスクになってきているわけで、そういう観点で企業はやっていけなくちゃいけないわけで、それは、まあ現段階では金融機関さんにとって、それがどういう評価につながるかはちょっと置きまして、企業にとってはリスクマネジメントの観点が非常に大きな要素になってきているので、そういう意味で、バリューチェーンということ、まさに26000の世界ではあるんですが。

田島さん、コメントはありますか。大分セカンドティアあたりで苦労されましたけれども。

○田島委員 先ほどの資料の説明の中にもありましたように、やはりバリューチェーンでデータ等をとっていくに当たって、関わる人たちのコミュニケーションというのは非常に重要で、企業にとっては重要なポイントを占めるのではないかと思います。また、ライフサイクルアセスメントを基にトータルで負荷低減するというのを最も効率よくやるためにはどうすべきかという点では、バリューチェーンの考え方が必要不可欠になると思います。

○後藤委員長 ありがとうございます。そのコミュニケーションが重要だというのはどこかに入っていましたか、これで。

○田島委員 そうですね、先ほど猿田さんが少し説明のときにコメントをされたかと思いますが。

○猿田課長補佐 23 ページの下から 2 段落目のところに、なお書きのところにちらっと書いてあります。

○後藤委員長 ああ、ありますね。もう少し、ちょっとここを強化して。

多分、この下の図にある一次、二次、三次のところで行っていく中で、多分、コミュニケーションの重要な要素として、デューディリジェンスのプロセスがあるんですよね。だから、それは情報をとるということよりも、ちゃんとデューディリがなされていくという形、コミュニケーションにはその意味も含める必要が本来あると思いますので、もうちょっと、1行ぐらい追加してもらおうようにします。

ほかはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○小野委員 32 ページなんですけれども、7 番の環境経営のインセンティブのところなんですけれども、これ、先ほど猿田さんも、これからもうちょっとという話をされていたんですけれども、インセンティブとして、経営者の動機づけに記載しているグリーン調達というのは、これは、通常エコプロダクツを出して、環境ビジネスとして当然やってくものだと思うんですね。

それよりも、下のメリット供与の中の、例えば税金優遇なんか、そういうところで、前にもちょっと言ったんですけれども、環境保全コストみたいな分ですね、企業の。規制に対してやるのは当然として、それ以上のその自主的な企業の取組、例えば、その化学物質の削減なんかというのは、もう完全にコストになって、これをやれば、その化学物質をこれぐらい下げられるんですけども、何億円かかる設備投資が要ると。そういうときに、その辺を評価してもらって、その辺で、例えばその炭素税を回してもらおうとか、そういった優遇のインセンティブがあればいいんじゃないかと考えていますので、この辺もちょっと書いていただければと思います。

○後藤委員長 まだあるかと思いますが、もう 2 章は終わりましたなんて言いませんので、先に進んだ後、ちょっとやっぱり言い残したということがあったら、あとはありますということで戻ってお伺いしますので、とりあえずは 2 章はこれぐらいに、ちょうど時間も予定時間ぐらいになっておりますので、これから、3 章の情報通信技術、ICT を利用した環境情報基盤の検討に入る前に、ちょっと詳しい方もいるとは思いますが、あまり実はよく知らんよという方も含めまして、この XBRL について、XBRL Japan の篠井様からご説明いただきたいと思いますので、10 分以内程度で、すみません、よろしく願いいたします。

○篠井氏 XBRL Japan の理事をしております篠井と申します。今日は、XBRL Japan で取り組んでいる環境報告の XBRL 化の適用の検討についてご説明させていただきたいと思っております。時間も限られていますので、ポイントを絞ってさせていただきます。

まず、XBRL Japan の方で自主的に、XBRL は財務情報のほうで普及が進んでおりますので、今度は、その非財務情報で XBRL というのは有効じゃないかというふうな検討を始めておまして、その一環として、環境報告ガイドラインに基づくタクソノミというのをつくってみました。じゃあ、スライドをお願いします。

最初に、XBRL とは何かというのを簡単に触れさせていただき、データとしての環境報告の現状の課題、それに対する XBRL の適用について、こういうふうにかえましてという

のをご説明して、最後に、環境報告タクソノミについての説明をさせていただければと思います。

XBRL とは何かというふうに書いてありますが、一言で言いますとビジネスレポーティングのためのタグ付されたデータの記述言語だというふうにご理解ください。

これが XBRL の文書構成となっております、ここのポイントはインスタンスと呼んでいる実データと、タクソノミと呼んでいる定義体、この二つで XBRL と呼んでいます。タクソノミのほうで、いろいろな詳細情報を定義して、この詳細情報がインスタンスの振り舞いを決めるというような構成になっております。具体的には、環境報告タクソノミのご説明の中でご紹介したいと思います。

メリットをいろいろ書いておりますが、大きなメリットとしては、やはり利用者の利用がすごく便利になるというところにあります。例えば、比較可能性が向上するとか、また、コンピュータによる自動処理という効率化を図れるというのが一つ大きなメリットかと思えます。

次のスライドで、データとしての環境報告の課題というのをまとめております。この課題というのは、今回、環境報告タクソノミというものを作成して気がついた課題というふうにご理解ください。いろんな会社が環境報告ガイドラインや GRI ガイドラインに基づいて、さまざまな環境情報を開示しています。ただ、調べていくと、開示項目の粒度というのが結構異なっていると、例えば、簡単どころでいいますと、CO2 の数量がトン数であったり、万トンだったり、千トンであったり、利用するには単位を自分たちで修正して、利用しなければならないといった簡単な粒度の違いというものもありますし、範囲としても、連結グループで開示されていたり、また、その単体で開示されていたりといった形で開示されているというのがわかりました。

また、報告形式として、環境報告という形で出されていたり、CSR レポートとして書かれておりまして、中を調べていくと、書いてあることは一緒なんですけど、私ども素人が分析しようとする、どこに何が書いてあるかというのは会社によって違いますので、そこも調べるのに結構手間がかかったところです。

もう一つ掲載場所、これは仕方がないことなんですけれども、各所のウェブサイトで公開されていますので、探すのが、1社1社のサイトを見ながら探さなければならないというのもありましたし、最後にフォーマットとして、HTML や PDF で、さまざまな形で開示されています。特に困難だったのは、PDF で開示された場合に、コピーが不可能な形で開

示されているものは、データの入力を手入力しなければならないということがありましたので、結構ここは手間取ったところです。

次のスライドでは環境報告に XBRL を適用した場合には、ということが期待できるかというものをまとめています。左上に、環境報告書の XBRL 化というのがありまして、ほかの情報との関連性を示しています。例えば右上が財務報告、有報等と書いておりますが、実際の財務報告については、既に XBRL が適用されて運用されているというのが現状です。また、左下の CSR 報告書については、まだ利用はされてないようなんですが、GRI タクソノミという XBRL のタクソノミが公開されていますし、右下の CCRF や CDP についても、XBRL の適用を検討されているというふうに伺っています。

このように、さまざまな報告が XBRL という共通の基盤で統一されると、財務情報と非財務情報の連携というのが可能になるのではないかとというふうに考えております。こういったことによって、XBRL による利便性が向上できるのではないかとというのが、この表になります。環境報告タクソノミというのをを使って各社が開示すれば、これを基準に、A 社の拡張、B 社の拡張、C 社の拡張、それぞれの会社の特有なところを標準タクソノミに追加して、それを流通させることによって、フォーマットとしては XBRL という形で、フォーマットを統一することによって、利用者は、企業間比較であったり、経年分析というのが容易になるんじゃないかと。

一方、その報告者の立場から見ると、タクソノミが開示されることによって、この環境報告タクソノミという標準が開示されることで、その粒度とか範囲というのが明確になって、ガイドラインに沿った形の作成というのできるんじゃないかと。ただ、こうした拡張というのできますので、報告者の開示の独自性は尊重されます。

三つ目にガイドラインの作成者としては、この改訂時に過去の XBRL で出された情報の拡張度合いを見て、いろんな会社が使っているんだったら、これを標準化しようとか、標準で設定した項目が使われてないんだったら、標準化は要らないんじゃないかというのがガイドラインの改訂時に検討できるというふうに考えています。

ここからが環境報告タクソノミのご説明になります。今回行ったのは、この環境報告ガイドライン 2007 年版の記載に沿って、標準の環境報告タクソノミというのをつくってみました。設定した項目は、こちらに書いてある左側ですね、認識する情報指標といったものをデータの観点から分解して、項目を記載しました。右側に書いてあるのは、これをオペレーション・パフォーマンス指標というのを分解した結果です。こういったものを求め

るというのじゃないかというふうに思って、タグを設定しました。

これは環境報告タクソノミの続きなんですけれども、例えば、この左上にある一つ色が変わっている、ちょっと見にくいんですけれども、この項目が右側のタグの属性というところがありまして、タグの名称であるとか、どういうデータタイプを持つかといった細かな属性をここで決めています。

右下のほうで、タグの表示名称とありますが、これが温室効果ガス（京都議定書6物質の種類別排出量）の内訳という項目、これは日本語名、これに対する英語名のラベルもつけてあります。その下に、ドキュメンテーションであるとか定義についてガイダンスを、環境報告ガイドライン 2007 年版の、恐らく該当するであろうところから引っ張ってきています。

このように、その環境報告ガイドライン自体を XBRL 化するというふうな形だと思っていただければと思います。一番下に、タグの出典情報として、ちょっと書き方もあまり上手ではないんですけれども、どこのページに書いてあるといったような出典情報も、このタグが持っているということになります。

これを使って、企業拡張、各社で拡張した場合に、どういうふうに見える、どういうようなタクソノミになるかといったのを作成しています。例えば、この名称変更というところをご覧いただければと思うんですが、HFC 排出量の推移というのは、これは標準のほうでは、ハイドロフルオロカーボンという科目名を設定していましたが、この会社の環境報告を見ると HFC 排出量の推移となっておりましたので、この文脈に合わせて改訂時に名称を変更しています。表示順序についても、環境報告の記載の順序に合わせて変更しています。

一番下のところが大気の排出、ばいじんとありますが、これは環境報告ガイドラインには記載がなかったと思いましたので、これは独自項目の追加という作業をしています。これが一つポイントなのは、その標準タクソノミを上書きしたわけではないということです。上のほうのファイルに標準タクソノミがありまして、今の名称を変更したり、順序を変更したり、また独自の項目を追加したというのは、別のファイル形式として保持されています。それが拡張タクソノミと呼んでいるところです。一番下は入力されたデータ実体のインスタンス文書であり、こういったファイル構成が基本になります。

これは、企業拡張タクソノミに沿って実データ、インスタンスを入力した例になります。ちょっと見にくいんですけど、左側が日本語で、右側が英語になります。これも先ほど説

明したように英語の表示名称をタグが持っていますので、これをツールで瞬時に切り替えることによって、英語でも見ることができます。ただ、当然ながら、データとして日本語を入力されたデータは、自動翻訳ではありませんので、ここに書いているように日本語として見えてしまうというのは、これはやむを得ない点にはなります。先ほど、独自名称を変更しましたといったそのところを、CO2 排出量の推移、ここをちょっと覚えていただいて、記憶しておいてもらえればと思います。

これを2社で比較しました。ここでは標準タグを共通で使用していますので、こういった横比較というのが簡単にできるということになります。ただ、先ほど見ていただいたように、名称を変更しても標準のタグ自体は変わりませんので、このように四角で囲ったようにA社とB社のこのCO2の量、CO2とかこういったものは、そのまま何の修正も必要なく比較は可能になります。

また、一番下に書いてあるように、記載した大気の排出ばいじんといったような、拡張した項目、当然、そのB社は設定していませんので、比較はできないんですけども、こういった不定型なデータについても、この追加した項目を削除することなく、そのままに表示することができるといったところが特徴になります。このような利用が可能になるXBRLというのは、環境情報のような非財務情報でも有用なのではないかというふうに考えております。

以上になります。

○後藤委員長 ありがとうございます。

専門家の方以外でも、ある程度のイメージはできたのではないかというふうに思いますが、何かご質問等ございましたら、どなたからでも結構ですが、はい、どうぞ。

○水口委員 ありがとうございます。XBRL Japan が環境報告のタクソノミを開発するというこの意味というのを伺いたいんですけども、それは。

○篠井氏 勝手にやったと言ったら勝手にやったことなんです。というのは、やはり財務情報については、EDINETであったり、アメリカではSECのエドガーで実際に使われています。ただ、今のこういった会議でも話題になるように、非財務情報というのがだんだん重要性が増してくるんじゃないかという背景を、XBRL Japanとしては、XBRLで使ったら、その財務情報と非財務情報を関連づけることができるんじゃないかという前提のもとに、勝手にやってみたといい作業であります。

○水口委員 ありがとうございます。別の言い方をすると、そのタクソノミ、結局、ど

ういうタクソノミ、定義づけをするかによって、その後の報告の形が変わってくるわけですが、その XBRL に関するタクソノミをつくる権限というか、それは別に XBRL Japan だけが持っているわけではないという意味でよろしいのでしょうか。

○篠井氏 もちろんです。あくまで XBRL Japan がサンプルとしてつくっていて、これをお見せしながら、XBRL を使ったらこのようになりますということになります。実際に、金融庁さんの今運用されている EDINET タクソノミも、その前身としては XBRL Japan で財務諸表タクソノミのサンプルをつくって、ご紹介しながら XBRL をご説明して、XBRL が EDINET で採用されて、本番をつくるのは金融庁さんがつくるといった形になっています。

○後藤委員長 坂上さん、XBRL って、これ JIS 規格になっているんですね。

○坂上委員 そうですね、2.1 という一番新しい仕様が JIS 規格になっております。

○後藤委員長 この形の場合ね。それで、ちょっと質問なんです、そのそういうベースの規格があって、1 枚目のめくった裏に、XBRL が環境報告書から財務報告書の XBRL、それから GRI タクソノミ、公表済み CSR 報告書と、それからもう一つが、CCRF、CDP の XBRL と、これ、財務報告書は別にして、それから今、御社がつくられた XBRL と、例えば、この XBRL と GRI の XBRL と CDP の XBRL は、当然、中身が少しずつ違っているわけですね。

聞きたいのは、CDP はこれからだと思んですが、GRI は、私、GRI の理事を 2006 年までやっていたから、そこで XBRL がやっているのは知っていたんですが、結果的には全然使われていないと思うんですね。何が失敗したか、いろいろ理由はあると思うんですが、ここで今度日本で、この 4 社がつくられたものが環境報告書のベースになっていますので、だから環境省が今後、環境報告書を今度の別委員会でやっている改訂版でつくったとすると、さて、これが GRI と互換性は多分ないということが 1 点と、それから、CDP がつくると、そことまた互換性もないということになって、リファクトとして、早くやって、世界に普及すれば勝つんですが、このあたりどういうふうに見ておられますかね。

○篠井氏 政策的なことは

ちょっと言える立場ではないんですけども、例えば、ここに書いた理由としては、各社の環境報告、CSR レポートを見ると、結構いろんな会社が GRI ガイドラインと環境報告ガイドラインの対比表というのをつけていらっしゃいます。ということは、素人の解釈でいえば、それぞれ共通な項目というものはあるんじゃないかと。もちろんそのガイドライン自体が別ですので、全く一緒とは私も思っていないんですけども、もしその共通なものがあるのであれば、例えば、その用語を統一するというのも可能ですし、そこまでいかなくても、

この項目とこの項目は共通ですよという情報をタグで持たせておくことによって、利用者というのは、その GRI の XBRL を使った場合でも、環境情報との関連づけては可能にはなる、可能性として、共通の基盤があって初めてそういうことができるのではないかと。

○後藤委員長 もう一つすみません、可能性だけ聞きますと、項目は確かに類似のものがたくさんあって、確かにそういうことが言えるんですが、メトリクスがかなり違うんですね。単位が違うやつは、例えば何か換算のものが入ればできますということになるんですけど、メトリクスがかなり違うと、ここはちょっとしんどいなというのがありまして、企業が利用しやすいようにということで ICT 化を考えるということが入っているわけですが、一方で、日本ですごく精緻なものをつくって一生懸命やったけど、ガラパゴスだったといってもこれも困ってしまうし、かといって GRI を先につくったけど、誰も使っていないものに今さら倣うのもばかばかしいしというのは、ちょっとどう考えるのかなというのが、今、頭が痛いなと思っております。

私ばかり聞いてもしようがないので、皆様方、何かご質問があれば。

○実平委員 単純な質問なんですけど、システム運用のイメージというか、コスト負担はどんなイメージなのか、入れる人はどうなのか、利用する人はどうなのか、それとも国から何かあるとあってどんなイメージをお持ちなのか、何パターンかあるのかどうか。

○篠井氏 正直、コストまでは検証はしていません。

○実平委員 検証はできてないとしても、モデルですね、どういうふうな利用イメージとか。

○篠井氏 利用イメージとしましては、現在、EDINET で運用されているようなイメージを実は持っています。つまり、ガイドラインをつくるところがタクソノミも開発して、それを配布する。各社それに基づいてデータを作成する。あとは、一番その理想的なのは、多分 EDINET のような共通のサイトにデータを集めて利用するというのが一番いいんだろうと思いますけれども、少なくとも投資家サイドは、負担は今よりは減るのは間違いないと思います。いろんな会社のサイトで、いろんなフォーマットを手入力するようなことがなくなるというのは、負担は減るかなとは思いますが。ただ、作成者のほうは、現状、例えばその CSR レポートとかをつくった上で、さらにプラス XBRL をつくるといことになると、当然その分の負担というのは増えるんじゃないかとは思いますが。

○後藤委員長 つまり、フォーマットとプラットフォームみたいなものは、極端なことを言うと環境省でつくってもらって、オペレーションをその財務情報を流しているものと同

じところでオペレーションをしてもらう。ただ、入力各社にやってもらうと、こういうイメージですよ。

○実平委員 だから、入力サイドになろうかと思うんですけども、むしろその辺のコストをどういうふうな形にいくのかなというのと。メリットとすれば、いろいろいっぱい来ているアンケートが少しは少なくなってくれたらということもあるのかなと思うんですけど、コスト周りの話は、まだ全然わからないんですかね、わからないというか、どんな感じですか。

○後藤委員長 多分、アンケートがゼロになるとはとても思えないですけども、何がしか減ることは事実だと思いますし、私がコストをもちろん計算できるわけじゃないんですが、多分今、皆様方の報告書のベースは電子情報ですよ。そこを転換する何らかのソフトみたいなものがわかれば、それほど入力コストがかかるのか、かからないのか、確かにあるんですけど、現実につくっているわけですよ。このためにデータをつくるというより、まず報告書をベースでつくるなら、そのデータはつくっているわけで、それが電子化されているわけで、その電子化されたものをこちらにどう転換するかということなんで、いわゆる手作業で移しかえるあれもあるかもしれませんが、まだそんなにはないのかなと思うんですけど、どうなんでしょう、その辺は。

○篠井氏 そうですね、入力の仕方はいろいろあると思います。自動で処理したりというのはあると思います。ただ、要は書き方、XBRL というのは書き方なんです。書き方を、今まで書いていた HTML という書き方から XBRL という書き方に変えるというふうにとらえていただければいいんじゃないかというふうに思います。

○後藤委員長 よろしいでしょうか。ちょっと靴に合わせて履き方を考えると、足を合わせてくださいというようなことになるのかもしれませんが、その部分は。

はい、どうぞ。

○水口委員 XBRL というツールは、財務会計のように会計基準がかっちり決まっているものには非常に強いと思うんですけども、特に環境報告のように文章情動的なものというのは苦手なのかなという感じもしているんですが、この辺、文章情報を XBRL 化するというのはどんなイメージなんでしょうか。

○篠井氏 まさに、今回ご紹介したスライドの一番最後の利用例のところになります。データとしては数字であっても、テキストの文章であってもデータとしては同じです。

ただ、今回大変だったのは、環境報告ガイドライン自体が細かいデータの定義をしてい

ないので、こちらで解釈して、CO2 というのは要るんだろうとかという形で細分化して記載しました。この設定が正しいかどうかは実はわからないです。ただ、タグの設定が正しいとした場合に、それに沿って各社が文章情報を入力した場合に、タグを引っ張って複数の会社がだあっと横比較できるといった利用、これを想定しています。

○水口委員 例えばそのテキスト情報にもそのタグをつけて、いろいろ定義づけをすると、その計画とか、そういうものをつくるということですね。

○篠井氏 はい、そうです。

○水口委員 それはどのくらいの細かさというか、割と、だから戦略とか計画とかそんな感じなんですか。

○篠井氏 そこがまさに目的、データの目的をどうするかということだと思います。極端なことを言いますと、包括的なタグだけつけて、例えばオペレーション指標というこのタグだけをつけて、その中に PDF とか HTML に書いてあるような全部の情報を入れることもできます。

ただ、そうすると利用者にとってはあまり意味がなくなる。一方、そのタグをどんどん細分化すればするほど、今度は、その利用者にとっては余分なものが出てきてしまうというのはありますので、そのバランスをどうここでとるかという、そのデータの目的をどうするかということだと思います。

○水口委員 そこは腕の見せどころと。わかりました。

○後藤委員長 まだいろいろご質問はあるかと思いますが、少し本論に入りたいと思いますので、第3章についてご説明いただけますでしょうか。

○猿田課長補佐 休憩をしていただけますか。

○後藤委員長 じゃあここで休憩をちょっととらせていただいて、5分ほど、すみません、時間が大分押していますので、5分ということで、35分から第3章の説明に入りたいと思います。よろしくお願いします。

(休憩)

○後藤委員長 じゃあ、時間が押しておるものですから、休憩が短くて申し訳ありませんが、第3章をお願いいたします。

○猿田課長補佐 それでは、35ページをご覧ください。

ICT を利用した環境情報基盤ということで、第2章でご説明した二つの基盤のうちのもう一つの「環境・社会・経済の視点を統合的に経済活動に織り込むための情報開示基盤」

ということで、それについての、その目指すべき方向性というのを念頭に置いた上で、例えば環境報告による環境情報利用の課題とか、ICT の利用といった点についての議論をまとめたということでございます。

1 ポツ目でございますが、まずは、そもそもその環境報告の有用性とか、環境情報利用の課題といったものを改めて触れることといたしました。特に、環境報告が環境経営を促進するために重要な機能を果たすべきということなんですけれども、開示された情報が有用でなければ意味がないということで、有用な環境情報の質的特性ということで、一般的に言われているものからとってきているということでございます。

36 ページでございますが、(2) の環境情報の利用における課題ということでございますが、現状、環境報告により開示される環境情報は、これらの質的特性を十分に生かしたのものとは言い切れないということで、それは我が国の環境報告が任意開示ということもあり、自由度が比較的高いということや、利用者の理解が不十分であるというようなさまざまな要因が影響しているというふうに思われると考えております。

そのため、これらを解決するために、まずは利用者において理解が向上されるということも必要ですし、もしくは、開示する企業が重要な環境パフォーマンス指標などを一定の規範に基づき開示するなど、環境情報の有用性を高めていくことの両方が必要であるということによっております。納入先、金融機関、行政等が環境経営の評価をするといったことで考えていきますと、それぞれの質的特性に関して、以下のような留意点とか課題があるだろうということを書いております。目的適合性におきましては、ステークホルダーの情報ニーズというものをしっかり把握するということがまずは重要であるということでございますが、仮に三者の主な利用目的を言うと以下のようなになるだろうということを紹介しております。実際には、なかなかこれは一致するものではありませんので、共通するような項目があれば、そういうものについて、少し整理をしていくといったことが有用なのではないかと考えております。

それから、37 ページ目、表現の忠実性でございますが、これもどういう情報、目的に適合的な情報をどのように開示していくかと、記載していくかというところの問題でございます。元の事象がしっかり利用者に伝わるようにするにはどういう情報が必要かということでございますので、そこら辺も基本的には企業の皆様にしっかりお考えいただく内容なんだろうということではございますが、共通項目についての考えを整理していくことは、こういうところにも有用なんだろうというふうに思っております。

それから補完的な質的特性でございますが、まず一つは比較可能性でございますが、時系列比較と企業間比較というものがあるということで、その中でも、比較するときには、特に業種業態の相違によく注意して、例えば同業他社や単一企業であっても、情報の持つ背景をよく理解した上で、もととなる事象を誤解することのないように注意して比較をしてくださいといったことを書いていて、特に、定量と定性というものを一体的に利用するということが重要になるだろうと書いております。

理解容易性につきましては、これについては、企業固有の状況なんかをしっかりとご理解いただくためには、わかりやすい情報提供が必要であると、特に重要な情報については理解容易性が求められるというふうに書いております。例えばではございますが、基本的な情報と詳細情報を一緒に出すのではなくて、重要な情報を一覧表で出したりとか、開示媒体と開示情報の関係性とかいうものを明示していったりということが重要になるだろうというふうに思っております。あとは、そのガイドラインとの対比表なんかも非常に有用なのではないかということで考えております。

それから、38 ページ目でございますが、検証可能性に関しては、第三者が開示された情報の作成結果の妥当性を検証できるかどうかということでございますので、そこら辺の前提条件や集計範囲等をしっかり出していく必要があるといったことと、適時性は、これはちょっと番号が違っておりますけれども、適時性は遅滞なく開示する必要があるということを書いております。

これらの有用な環境情報の質的特性を、ICT を利用していかに出せるかということが、2 ポツ目から書いてある手法でございます。ICT を利用した環境情報の基盤の必要性といったものは、特に、補完的、質的特性を満たされるから重要だということで考えております。

まず1 ポツ目では、グリーン経済と有効な環境情報の基盤ということで、定量、定性と一緒に伝わるようにとか、質の面ですね、情報の中身が、まずはハード面よりも重要であるということが書いております。ハード面をつくるにおいても、まずもって重要であるということを書いておまして、それを踏まえた上で、ただし、このグリーン経済を、中でしっかり情報が機能するためには、環境情報の入手の容易性や利用機会の拡大といったものが重要であって、そういうためには ICT が有効な情報インフラになると、それが必要であるということを書いております。

39 ページ目でございますが、ICT の必要性が補完的な質的特性を充足させるから必要で

あるということを、まず述べまして、一つ一つの補完的特性に関する説明をしております。

まず一つの比較可能性の向上でございますが、これは、グリーン経済が成立した状態においては、特に充足されるべき質的特性と書いております。開示する情報基盤を ICT により統一化することにより、開示情報の有無や時系列における集計範囲などの整合性を比較したり、企業間で異なる開示項目の差異を瞬時に識別したりして、企業が重要と考える開示項目の認識が、利用者側からの認識というものが容易にできるだろうといったことでもあります。

また、分析の基礎となる定量情報とその補足情報、それから関連する定性情報を常に参照して表示したりといったこともできるでしょう。また、加えて、対象範囲の補足率等から逆算して、統一したバウンダリーを自動計算して、バウンダリーのレベルを合わせたりといったことや、定量情報の計算方法の相違点を自動的に認識し、差異を計算したりとか、そういうような自動的な機能といったこともできるのではないかと書いております。

それから、比較可能性の確保のためには、過去一定期間の情報を保持するということが重要であるといったこととか、第三者審査、どの情報が審査を受けたものかというものをすぐ判別できるようにといったこともできるということで、そういうことも重要であると書いております。

②は理解容易性でございますが、一応その2段落目ぐらいの下のところですね、代表的な指標等が瞬時に検索できるなど、利用者が欲する主要な項目へのアクセスが容易になるといったようなことを書いてあったりとか、また、3段落目では、ガイドラインとの対比は ICT により自動化することによって、ガイドラインの項目との網羅性や、項目を基準とした比較とか検索というのもやりやすくなるというようなことを書いております。

それから 40 ページ目のほうでございますが、先ほどご説明、XBRL の説明でありましたような独自の項目というものが、拡張機能とか出つけることも可能であると書いております。

それから、検証可能性でございますが、これは入力されたデータというものが正しいかどうかといったことを、まずは開示する企業側が検証できるといったことに加えて、利用者側も同様のチェックができるといったことが ICT にはできるということを書いております。また、2段落目では、分析を行う場合は、利用者が情報の二次加工・分析をしやすい形式への変換が必要であるといったことで、先ほどご説明があったようなデータ加工のと

ころの問題点とか、そういうことを回避してくださいといったことを書いております。あと、適時性は、これは ICT では適時に出していただけるということが可能であるといったことです。

3 ポツ目でございますが、考慮事項ということでございますが、さらに、開示側、利用者のメリットを高めるためにはどうしたらよいかということの説明をしております。一つは、既存データとの連動ということがあるだろうと。特に金融のほうで使われるということになると、財務情報で既に使われている XBRL といったような言語を使うということが一つは必要であろうというふうに考えております。

あと、41 ページ目ですが、BtoB なんかですと、既に業界のほうで確立しているデータベースがありますので、そういうところとの連携なんかも検討していく必要があるのではないかと考えております。その他、多様な報告書で既にデータがつくられている場合には、そういうものを ICT により連動・読みかえるといったこともできるであろうと。

それから②でございますが、負担の軽減というものも必要だろうと考えております。一つは共通のプラットフォームということで、特に共通の質問項目、利用するような質問項目があれば、それに限って ICT を利用した情報基盤というものがあれば、共通項目についてはいろいろ、先ほどご発言がございましたけれども、いろんな方が共通で利用できるという効果もございますので、コスト軽減につながると。それから、行政へ届けたり報告をしている情報、それらを再利用するというか、何かしらの形で利用するというのもできないかということで、そういう検討の余地もあるだろうということで書いております。

ただし、そもそもバウンダリーが違うとか目的が異なるというので、なかなか難しいということを認識しながら、報告ごとの単位変換など、いろんなことができるだろうということで、一応書いております。

あとは 42 ページでございますが、多言語性とか国際互換性というお話がございました。

それからインセンティブの付与ということが重要だろうということで、これは一つの例ではございますが、例えばということで、電気料金を入力することによって CO2 が自動計算されるとかということもあるのではないかと、あとは簡易的な環境報告の作成とかの工夫もあるのではないかと書いております。

それから 43 ページ目でございますが、4 ポツ目で、ICT を利用した情報開示基盤の方向性ということで二つのアプローチを示しました。図を見ていただきたいんですが、一つは、

共通項目のフォーマットを利用しまして、新たな報告書を作成するという、フォーマットに入力していただいて、それを利用者の方に閲覧していただくという統合アプローチというものを一つ考えました。もう一つは、既存の報告書そのまま活用する維持型アプローチということで、その報告書の中ですべてをまずやるのではなくて、一部重要なところから ICT の中に入力をしていただいて、それをプラットフォームの中でいろいろかんがみていただくということができるのではないかと考えております。

前者のほうは、新しい、これから開示をするといった方が主に対象になるだろうというふうに考えておまして、後者につきましては、既に出されている多くの方も含めて可能なのではないかと考えておまして、特に、そのカーボン・ディスクロージャー・プロジェクトとかいろんな民間プラットフォームとかの連携があれば、より有用なものになるのではないかとご意見をいただきました。

44 ページにいきまして、特に前者のほうは特に BtoB を念頭に置いているところですが、後者のほうは、金融機関などで、先ほどご説明いただいた XBRL 形式に ICT 構築が有効な候補と考えられるということで書いております。ただし、国際的ないろんな動向等もございますので、もう少し、やはり何が本当に有用なのかということをしっかり考えたような、引き続きそういうものを検討していく必要があるということで最後は締めております。

以上でございます。

○後藤委員長 4 章は後に、どうもありがとうございました。

それでは 3 章につきまして、皆様方からコメントなりご意見をいただきたいと思っております、どなたからでも結構ですが。

はい、どうぞ。

○稲永委員 35 ページの表なんですけど、有用な開示情報の質的特性に追加して、目的適合性とか、そこにいろいろ適合性とかあるんですけど、環境報告における重要な特性として、正確性と網羅性というのもあると思うんですね。それは、この目的適合性とか、あるいは検証可能性の中に入っているんですかね。それとも、ベクトルとして違うという認識で、その正確性とか網羅性というのを入れてはいけないんでしょうか、質問ですが。

○猿田課長補佐 表現の忠実性とかそういうところの中の項目として、一つは入っているという認識でおります。基本的には、この中に入っているという認識です。

○稲永委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○後藤委員長 ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○菊池委員 単純な質問なのですが、ICT を利用した環境情報の基盤をつくるとしたら、この運営主体というのはどういうふうにお考えなのでしょうか。

○後藤委員長 もう一度。

○菊池委員 この基盤を運営する主体、どこがどういうふうに、例えばサーバーを持つかまでを含めれば、いろいろあるかと思いますが。

○猿田課長補佐 そこまでの議論は、実は現実にはされていない中で、検討会の形でされてはおりません。報告書の中には、ちょっとまだ書いておりませんので、ご意見をいただければというふうに思います。一つは、その環境情報の公共性をどれくらいのレベルで考えるかということも一つの、誰がその情報を取り扱うのかという大きな根拠になるんだろうなというふうには思っております。

○坂上委員 今のことで、ちょっと補足します。ワーキンググループのほうでどんな議論が出たかといいますと、その幾つかの環境関係の報告書というのは、環境省だけじゃなくて、かなりの部分が、経産省とも重複する場合がありますと後ろのほうにも書いてありますが、最終的にワンストップ化できればいいということになると、省庁横断的にどこかがサーバーを運営しなきゃいけないという議論になります。そうすると、もう既に環境省の話のレベルを超えてしまっていますので、我々が議論できる範囲を超えてしまっただけで、これ以上は突っ込まないで議論しましょうとなりましたが、理想的にはそういう形になろうかと思えます。

○後藤委員長 はい、どうぞ。

○実平委員 36 ページですね、目的適合性ということで、各主体がこんな利用目的ということで書いてあるわけでありましてけれども、おもしろくないですね。おもしろくないというのは当たり前過ぎて。冒頭申し上げたように、グリーンエコノミーとか、そのイノベーションを起こすための必要な情報って何なんだろうというあたりが必要で、それでサプライチェーンを通じて、情報だけを集めるというというのは全然おもしろくなくて、その共同で何かやって、そのコミュニケーションして、国全体としてイノベーションを起こしていくんだぞみたいなところの情報って何なんだろうかも含めたところが必要なのかなと、今ちょっと、すぐアイデアがあるわけじゃありませんけども、という気がいたしました。

○後藤委員長 ありがとうございます。実は私も、今、猿田さんが説明しておられるときに、冒頭の水口さんの質問とリンクして、ここにはちょっと負荷情報とかコンプライアンス情報が主体で、ソリューション系の利用のことが実は全然ないなというふうに、ちょ

っと今思っております、そこの部分をちょっと追加しなくちゃいけないんだろうなというふうに思っております。ありがとうございます。

あと、最後のほうのプラットフォームの問題ですが、菊池さん、ぜひ4章のところ、これからのあり方というところで、その省庁横断的なプラットフォームだとかというようなことをぜひご提言いただきたいと思うんです。というのは、冒頭に話がありましたように、環境・経済・社会という形でサステナビリティ情報に世界は移っているわけですね。そのICTにしても、一体、本当に環境だけでいいのかと、環境と人権なんか非常に結びついていると、これもまたそういう話がどんどん出てきて、人権だとどこになるんですか、日本は。厚生労働省さんになるんですかね、何なんですかね。どこになるのかよくわかりませんが、縦割りは、ちょっとこれは環境省のあれですが、やっぱりこの中では横串を刺したものじゃないと、企業系は困るわけですね、グローバルの中で。だから、その辺のご提言をぜひいただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○泊委員 質問なんです、41 ページに、届出・報告制度の再利用というのがあります。先ほども、私は個人的に、この項目を非常に読み込んでいるんですが、非常にたくさん報告を求められ、国のほう、それから、その地方行政機関から求められる中で、やはりこれを何とか簡素化をしたいと思っております。

実際問題、こういうサーバーにデータを集めておけば、行政のサイドからは、そこにアクセスすれば届け出はしなくていいと、報告、書類で出さなくていいということが実現可能なのかどうか、ニーズを満たせるのかどうか、これはこれでやって、紙は紙で出してくださいと、こういうふうになってしまうと余計手間がかかってしまうというふうになるんですが、もうやるんであれば徹底して、既存の報告であるとか、仕組みを排除して、全部これに置きかえるというぐらいのことがないと、部分的に置きかえただけでは余計手間がかかるんですが、その辺、ちょっと行政側の方のご意見をいただけたらと思っています。

○後藤委員長 これも、多分結論が今出るとは思えませんので、4章のほうでご提言としていただきたいと。今のお話は、ちょっと4章に対するご提言という格好で受けとめさせていただきますと思います。

特に行政側への届け出というのは、省庁への届け出も、例えば環境省、経済産業省もあると思うんですが、都道府県、市町村への届け出というのもあって、みんなフォーマットが違うし、バウンダリーも違うしという格好で、さてどういうふうにやってくれるかとい

うのは、特に地方自治で、かなりの国が命令できない中で、そうすると、それは各地方の自由だということになると、なかなか難しいんですけど、一方で、こちらは企業サイドから、その届け出労働の軽減につながるような何らかを考えてもらいたいという要望は当然だと思いますので、そういう提言を是非していただければと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

これもまた、すみません、第4章の話に移りまして、その中で、いや、もうどうせ1章でこうだ、2章でこうだ、3章でこうだというようなご意見、全く構いませんので、とりあえず、じゃあ第4章のほうの説明に進ませていただきたいと思っておりますので、では猿田さん、お願いいたします。

○猿田課長補佐 それでは、45ページを見ていただけますでしょうか。

一応、今までのお話におきまして、検討委員会のほうからご提案いただくという内容でございます。ただ、前回の委員会でも簡単にご説明させていただきましたが、ワーキング等で検討した内容について、今のところは書いてあるという状況でございます。

まず1ポツ目でございますが、環境経営の推進基盤につきましては、まず一つは、経営者（管理者）に関する動機づけが必要だろうということで、そのための施策ですかね、やるべきこととしては、交流会とかいうことがまず一つあるだろうということで書いております。交流会等の中に、2段落目では、金融担当の方とか、学生とか研究者の方も含めてもしれませんけれども、簡易的な環境経営の評価といったものをしていただくといったこともよいのではないかと思っております。

それから②ですが、外部関与者による促進ということで、金融の機関の方や、ほかの会計士とか税理士さんとかいろいろいらっしゃいますので、いろんな方が環境視点を持っていただくということが重要であろうと。それから46ページでございますが、ISOの審査人とかエコアクション審査人などの方もアドバイザーとして活躍していただければというふうに思っております。プラスして、成功事例や財務影響とか、いろんなことを少し検討していく必要が我々のほうではあるだろうなと思っております。

それから③でございますが、グリーン調達推進ガイドラインをつくりましたので、業界団体を中心に、いろんな企業の方々と、こういうグリーン調達を進めていく、バリューチェーンを進めていくにはどうしたらよいのかということをしりやっしていきたいなど、考えていきたいなと思っております。

それから、人材のほうではございますが、これもキャリアアップのイメージを、5段階

のものをつくりましたので、それをもとに、環境と経営というものを一緒に統合して考えられるような研修とかセミナーというのを少し考えていきたいなということで思っております。

それから 47 ページ目でございますが、仕組みとして何かできないかということをお少し思っております、ワーキングのほうでは民間における検定等もございますので、そういうところと協力するなりしていったらどうかということが一つございました。あと、もともと環境人材コンソーシアムとか、化学物質アドバイザーとか、エコアクション審査人とか、いろいろ環境省内でもやっている事項がございますので、そういうものとの連携というものも考えていく必要があるだろうとは思っております。

それから 48 ページ目でございますが、ICT に関してでございます。大きく四つについてまとめております。一つは比較可能性の向上ということで、業種ごとの KPI というものは、これは去年の企業の環境情報開示のあり方検討委員会のほうから言われていることではございますが、宿題ということで、これについて取り組んでいきたいと思っております。

それから、環境情報の開示イニシアティブということで、ICT の利用を想定した場合に、どういう課題があるのかということをお、少し、実際にいろいろやっていただきながら検討していくということも必要なのではないかとお思います。

それから、信頼性の向上につきましても、現状、「環境情報の信頼性を高めるための自己評価の手引き」がございますので、そこら辺の改訂をやっていく必要があるのではないかとお思います。

それから、経済面・社会面との整理といいますか、情報の関連性を少し考えていくといった取組も必要であろうと思っております。環境会計を含めて、少し考えていきたいと。

それから、(4) 番目でございますが、未実施企業への促進ということでございますが、一つは簡易的な環境報告ができるような仕組みができないかと、「やさしい環境報告の作成手引き」というものは、これは今年度ですか、来年度ですね、できればつくりたいと思っております。

あと、最後はインセンティブでございますが、これも、例えばチェックリストなんかを用いて、その評価をしていただくと、それが金融等、公共調達の中に使われればよいのかなということでは思っております。いろいろな地方公共団体・国が既に報告している情報の有効利用というものを含めて、負担軽減を含めて考えていきたいということで思っております。

以上でございます。

「おわりに」は、まだこれから。

○後藤委員長 ありがとうございます。

ここからは、これがいいとかじゃなくて、もっとこういうことを入れろ、入れろという形でご提言をいただきたいと思います。先ほど来、出ておりましたので、ぜひ重なって構いませんので、もう一度、じゃあ、さっき、私の記憶では、菊池さん、実平さん、竹ヶ原さん、泊さんからご提言があったと思いますので、もう一度、先ほどの点をちょっと整理してください。

○菊池委員 では、省庁の縦割りではなくて横の連携をもっととっていただきたいという論点から、先ほどは ICT に絡んだことでしたけれども、データをつくるということも 1 点あわせて申し上げたいと思うんです。

2 章のところではバリューチェーンがありましたけれども、今現在、カーボンフットプリントも始まりましたし、LCA という観点ですね、経産省さんも環境省さんもいろいろ取り組んでいらっしゃる。投資家の観点からしてもそうですし、社会的にも、そういうデータ、情報というのは今後非常に有用であるし、求められる情報になってくるかと思います。そういうことこそ、その省庁間で連携をとっていただいて、より促進するにはどうするのか。

先ほど来、議論になっている、いわゆる大企業ではないところもそういう情報を出しやすくするには、どういうサポートをしてあげればいいのかといったところまで含めて、いろんなサポート試案も含めてご検討いただければなというふうに思うのと、先ほど申し上げた、もしその ICT の情報基盤を国としてつくるのであれば、これはもちろん省庁間の連携は当然ですが、環境省の報告書にそこまで書けるかどうかはわかりませんが、環境以外のところの非財務全般にわたるようなところまで視野に入ってくると、ユーザー側としては非常にありがたいなと思っております。

○実平委員 冒頭のお話は、環境と経済の統合ということでの、指標化ということでのその環境効率、そして環境効率の比較であるそのファクターの中には、国でも出されていると言いましたので、そういうことではありますが、ちょっと一企業に落とし込んで恐縮なんですけれども、環境経営を含めて、今後の考え方として、ご参考になるかと思っております。をしますと、私どもも、実は、そのファクターを使って、2000 年基準で 2050 年が 10 ぐらいいきたいんだということ今やっているわけでありまして、ちょっと先の話なので私は生きてないんですが。ということで、この 5 年間でどうするかということで、少しこの

1 年間、私もちょっと議論してきた項目なんですね、環境グランドデザインということで。

どうやろうかって、その戦略を 4 象限でちょっと考えてみました。横軸に、X 軸の右側に、これは外向きであるという軸と内向きであるという軸、左側が内向きであるという軸、Y 軸が、縦軸が上側が攻めであるというのと、下側が守りであるというような軸をつくって、一つは、外向きで攻めであるという、これが今後のグリーンエコノミーの重要な要素だと思っているのですが、環境に配慮した製品群をどんどん売り出していただく、売り出して買っていただくという軸をどう育てていくか、こういうふうに正の循環がないとなかなかうまくいかない。これが一つの戦略。

その隣の第 2 象限ですね、攻めであるけれども、内向きという、これは高効率ものづくり戦略といいまして、同じ生産高であるならば、環境負荷は低いほうがいいよねということで、何かを 1 兆売り上げを上げるために、その環境負荷を、CO2 をどれくらい出しているかというのを指標にして頑張ろうということで、これ、業態が変わると全然違うので、業態はある程度固定をしながらということなんですが、そういう軸が一つ。

それから、下に行って第 3 象限は、内向きであって守りであるというところで、これはどうしてもやらなきゃいけないコンプライアンスということがあって、コンプライアンスのマネジメント戦略というのをここは考えています。コンプライアンスもなかなか難しく、コンプライアンスは当然守らなきゃいけないんですけども、そこにコストを幾らかけてもいいというわけではないので、ここをどうバランスをとりながら情報共有をしていくかというのが、これは社会的にもかなり重要だと思うんですね。特に、ヨーロッパ系がいろんなことで攻めてきているわけですから、そこをどう、日本国としてシェアをしながら、あるいは対抗していくのかというあたりも、多分重要なのかなと思っています。

それから、一番最後の第 4 象限のところは、これはコミュニケーションに近いんですけども、レピュテーション戦略のような話ですね。レピュテーションとわざわざ言ったのは、正当に評価していただける皆様方ではない皆様方もいらっしゃるわけで、なかなかいろんなことがあるんです。正のレピュテーションより負のレピュテーションをどう押さえ込むか、どうコミュニケーションしていくかということが重要だと思います。

四つの軸で、環境調和型の話と、ものづくりの話と、コンプライアンスの話とレピュテーションの話、こういったことを社会全体にどうしていくのかという軸で議論していくとか、そのための情報伝達って何が必要なのというのが必要だなと思ったものですから、ちょっとそういうことをお話しさせていただきました。

それからもう一つだけ、45 ページですね、経営者に対する動機づけというお話があります。これについては、私どもの経験から言うと、一環境部長が全社に号令をかけても、なかなか言うことを聞いてくれないということもあって、やっぱり社長が言ってくれるととても強いわけで、社長にどうしていただいたかという、社長に外で発表してもらおう。先ほどの環境ビジョン 2050 も社長に発表してもらったんですね、2007 年でありますけれども。そういうことであれば、社長が発表すれば、さすがに役員の皆さんもやっぱり聞いてくるし、役員の皆さんは私にも聞いてきますよ、俺、何すればいいんだっけみたいなことを聞いてきますので、世の中はうまく回るということだと思います。

それから、ここにいらっしゃいます小林さん、その前の西尾さんとか、これはあのエコポイント関連の件とかで、環境省の方に来ていただいたり交流をするということも、とてもモチベーションが上がるというか、従来でありますと、経済産業省とは玄関も含めると一緒にやらせていただいたんですが、環境省などは、そういう意味では対抗軸ということもあったりもしたという場面もあったりして、そういうことで交流会みたいなものも含まればおもしろいかなという気はいたしました。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。竹ヶ原さん。

○竹ヶ原委員 繰り返してしまいますが、まさに金融機関として、先ほど小林さんがおっしゃったように、金融原則なんていうのも出てきて、これ、非財務情報を使いたいと思っている機関はととも増えているのが事実なので、あとは使うように君ら頑張りなさいという称揚はここでしていただいているので、これはもうこれで、そのとおりだと思います。

あとは、使いやすくするための枠組みづくりというのを、まさにこの第 4 章で書いていらっしゃるわけなんですね。例えば、その KPI をきちっと決めていく、誰が決めるのかという議論はもちろんあると思うんですけども、ここをしっかりと打ち出していただくと、どこを見ればいいのかというのがすごくよくわかるようになってきますし、かつ、信頼性の向上というのも 2 番で書いていただいている。だから、このあたりの情報基盤の整備と、金融としてのその関心の高まりとをうまく相乗すると、すごくいい方向に向かうんだろうなど。

ただ、間違ってしまうと、まさにその CO2 だけ見ればいいのかとか、しかも、その CO2 も減っていればいいのかという、ちょっと違うような気がして、今の、まさに実平さん

のお話じゃないですけど、多分、攻めで外向きの仕事をやっている会社が、ファクターで示していただければ全部クリアなんですけど、その会社の中だけのCO2で見ていると増えちゃっていて、実は、ものすごい外部性があったりするのを見落とししたり、CO2が増えているから、この会社は悪い会社だと逆選択しかねないところがあるので、実は、その話って高効率のほうで見なきゃいけないのかもしれないんですけど、何か、まさにこういう、一般論としての金融がこういうのを使うという話と並んで、この比較可能性の向上なのか、よくわからないんですけど、この48ページに書かれているようなもろもろの施策の整理のところとうまくリンクをとっていただけるとすごくいいのかなと、そういう話でございます。

○後藤委員長 ありがとうございます。これ、ものすごく重要なところでありまして、ちょっとKPIのところにも今のようなことを付加して書いてもらうようにしたいと思います。特に、環境経営推進にスコープ3のある情報を入れないと、企業が環境経営を推進するのがなかなか難しいというようなことをおっしゃる方も当然おられるわけですし、まさに、そこを推進するためにはKPIで、特にスコープ3の情報なんかもどう活用していくのかというようなことをちょっと、いわゆるプラスのアグレッシブな形の中で、どういうふうな形態をつくるかというようなことが重要というようなことを書いてもらいたいと思います。

水口さん、それについて、コメントはありますか。この前、CDSBのところでも、何かそういうような話をしておられましたよね。CDSBのセミナーをなさったでしょう。あそこで、スコープ3まで入れないと、環境経営のストーリーができないというようなことを幾つかの会社の方がおっしゃっておられたと思うんですが、ちょっとそのあたり、もしあれでしたら、ちょっと今、竹ヶ原さんのおっしゃったこととリンクするんですけども。

○水口委員 そうですね、CDSBのカンファレンスでは、複数の企業の方から、自社の製品がいかに関に環境に貢献してきたのかと、そういうところを評価されるような指標が出てこないといけないと正しい評価にならないと、そういうことをいろんな業種で共通して言われていました。

○後藤委員長 そういうことを含めて、ちょっとKPIを考えるという形で、じゃあ泊さん。

○泊委員 環境情報の基盤の目的の中では幾つかお話がありましたし、その質的特性の話もございました。この情報基盤を整備する企業等にとっては、目的としてはリスクマネジメントの視点でありますとか環境マネジメントの視点、これをいかに強化していくかということもありますが、そのトータルの業務プロセスをいかに簡素化するかということですか、

効率化するかどうかといったことも大きな目的になるかと思えます。

そういった視点で、先ほどもちょっと申し上げましたが、一つの事例としては、そういった行政への報告についても、こういうところの整備をしていけば、非常にその業務プロセスとして、行政側のほうも企業側のほうもトータルで大きな効率化が図れるんだということがわかれば、非常に大きなインセンティブになるかというふうに思っております。

それとちょっと、もう一つ別の視点なんですけど、別の内容なんですけど、今日、午前中に経済産業省の別の委員会に出ておまして、サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガスの排出に関する調査研究会の分科会に出たことがあるんですけど、スコープ3の業務はずっとされておまして、スコープ3プラス、削減貢献量という話が、いろいろ企業の事例があつて話をされておりました。その中では、また新しい言葉でグリーンバリューチェーンなんていう言葉も出ていましたけれども、その辺の、今回のこの委員会との整合性といいますか、何かその足並みといいますか、その辺のことはどう。たまたま時を同じくして議論をされておられますので、やっぱり受ける企業からすると、経済産業省はこう言っていると、環境省はこう言っていると、どっちなのと、こういったことにもなりかねませんので、なるべく統合できるところは統合していけばいいのではないかというふうに思っております。

○後藤委員長 ありがとうございます。

ほかに、今のは、先ほど来から出ていたことをちょっと、もう一度言っていたという形なので、ある意味ではここからが本番で、政策とかいろんなご提言がありましたら。はい、どうぞ。じゃあ水口さん、稲永さんの順で。

○水口委員 じゃお先に。3点ほどあるんですけども、第1に、ここの提案とか提言というのが、誰に向けた提案、提言になるのかということをもう少し明確にしたほうがいいのかなと。これは政府に制限する部分と、事業者が自主的にやってくださいという部分と、いろいろあるのかもしれませんが、その辺が、一体誰に対するどういう提案なんだろうということをおっしゃったのが1点です。

2点目として、特に、その経営者に対する動機づけなんですけど、経営者に動機づけをするんだから、別の人が経営者に動機づけをするという意味なんだろうと思いますが、やはり、交流会等だけではやや動機づけとしては弱いのではないかというのは率直に思います。先ほど来というか、冒頭は、その実平さんからもありましたように、グリーン経済というその大きなビジョンというものがあれば、そっちに経済は向かっていくんだと、そういう

その、例えば国としてのビジョンというものがあれば、そういうのは非常に動機づけになるんだろうなというふうに思うわけです。

委員長のご指摘にもありましたように、既にさまざまなビジョンがあり、いろんな計画があるんだろうと。それにも関わらず、なかなかその動機づけにつながっていかないのは、そのようなビジョンが、どうもその産業界というんでしょうか、社会に本当の意味で信じられていないということに問題があるんだろうと。もっと具体的に、はっきりと国としてビジョンを打ち出すという必要があるのではないかと、そのことを提言すべきではないのかと。

例えば、その 2050 年までに再生可能エネルギーでこの国を回していくんだということであったり、水の問題をこういうふうに解決していくんだということであったり、その生物多様性の問題はこうするんだということであったり、そういう大きなビジョンがあって、そこにこのくらいのお金は入っていくんですよという絵が描かれれば、非常に大きな動機づけになるんだろうと。それがなかなか難しいことなので、そんなに簡単にできませんよということだと思えるんですけども、でも、提言はしてもいいのかなというふうに思います。これが 2 点目です。

3 点目は、この ICT を利用した環境情報基盤について、先ほど XBRL のご説明をいただきましたが、ここには明確に、そこまであまり書き込まれていないですけども、3 章ではそんなに書き込まれていないんですが、これをもう少し前向きに書いてもいいのかなという気はしたんですけども、どうなのでしょうということです。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。

コメントは後でいただきまして、はい、じゃあ先に。

○稲永委員 環境報告のいろんな情報を使って、いろんな施策が書かれているんですけど、これは基本的に一つの前提があって、要するに環境報告のデータは正しいという前提のもとに、こういういろんな施策があるかと思うんですけども、実際には、その中小企業さんなんかは、その環境情報の収集・集計システムというのはあまり持っていないくて、いろんなデータをとるのが大変な状況になっているんですね。これ、インフラとか情報インフラというのは、企業間の情報インフラのことを、いろいろ盛んに言われていますけど、一番最初のスタート地点で、やっぱりデータをとって、きちっと集計して、それを渡すというところが抜けているような気がするんですね。ですから、できれば、非常に簡易なとい

いますかね、そういう中小企業向けの、企業内の環境情報の収集・集計システムというものを最初に整備されたほうが、後でいろんな有効活用ができるかと思imasので、ぜひそういうところを入れていただければと思います。

以上です。

○後藤委員長 猿田さん、今の話は、環境マネジメントシステムをエコアクション 21 とか、14001 を推進しないと無理だろうという議論がずっとあったと思うんですが、あれ、どこかに書きませんでしたっけ、そのあたりは。前からありましたよね。

○猿田課長補佐 前のほうには、組織づくりは大切だというお話は書いたんですけど、施策のところでは、ちょっとまだ、そうですね、もうちょっと書いてもよいかもしれないですね。

○後藤委員長 ええ、今の稲永さんの、いろんなものがあるわけですよ、その都道府県がつくっているものも含めて、あれもこれもつくと、じゃあ環境大福帳だ、エコアクションだ、14001 だと、混乱してしまう可能性があるかなと思って、冒頭に書いてあるマネジメントシステムを入れないと環境経営は進まない。そのマネジメントシステムは、負荷削減だけじゃなくて、ソリューションとかプラスもあるよということで、ここは未報告企業なり、とりあえずターゲットは100億から1,000億ぐらいと言っているんですが、もうちょっと下も含めての政策という意味でいえば、マネジメントシステムをしっかり導入するようなことを推進すると。

とりあえずマネジメントシステムを入れれば、情報は使わなくちゃいけないんで、もっとも、お話のようにそれが正確かどうかは、どこまでやってもそうですが、一応第三者審査みたいなのが入れば、少しはその正確性も増すだろうと思imasので、やっぱりそのところを少し書くという形にしたいと思imas。

はい、どうぞ。

○坂上委員 今、ICT 関係でいろいろ言われたことはあったので、まとめてワーキンググループでどのような議論をやったかも含めまして・・・。

○後藤委員長 ちょっとすみません、小林さんが3時半に退出されるので、一言だけコメントをもらってからにさせていただきますか。すみません、ちょっと。

○小林上席参与 ごめんなさい、ちょうど正田環境経済課長が来てくださったので、ましたので、私のほうでは、ちょっと次の約束がありますので、役所のほうに戻らせていただきたいと思imas。先ほど座長のほうから、今まで聞いた感想などを言ってから退出

しろと、勝手に退出してはいかんというようなことで。

まず、いろんな論点はあったと思うんですけども、今まで出ましたお話というのは、冒頭申し上げましたように、この報告書をいいものに、具体的なものにしてくださいという事で申し上げた、白石局長が申していたことをお伝えいたしましたけれども、それに沿ったお話を大変聞けたかなというふうに思っております。例えば、実平さんがおっしゃっていましたが、グリーン経済を引っ張っていくような、これは共通して皆さんおっしゃっていましたが、そういうために、やはり情報を集めるんだと思うんですね。単にコンプライアンスだけでは大変もったいない話でございます。

そういう意味で、そういう大きな、やはり位置づけで書いていただけるとすごくありがたいなと思いますし、そのときに、その企業と顧客さんが一緒に育て合っていくとか、取引先と企業がお互いに高め合っていくとかですね、そういうような、生態学で言うと共進化というんですか、一緒に進化すると、そういったものを引っ張っていくための情報の働きとか仕掛けとかというのが、やはり書かれるべきでないかなと思うんですが、私はそのお話があったと思って、そういうものでいったらと、さっき、後藤座長に申し上げたように、しかし、あまりヨーロッパと違うところへ行ってしまうと、違う、手間が増えるかもしれないというご指摘もありましたが、もう日本は、相当、かつての安全ブランドなんかも失って、何で戦うのかとなると環境ぐらいしか残ってないじゃないかという気もするので、少し仕掛けていってもいいんじゃないかと。それは水口さんが言いたかったことではないかなとそんなくはしていたんですが、そういうことです。

それから、グリーン ICT についても、まだまだ記述が足りないというご指摘もありました。それは測定自体も、その情報技術ですし、それから処理、加工、表示の技術もあるし、それから使い方の技術もあると思うんで、そういう面で見ますと、まだまだ活躍のチャンスがあるし、日本のお家芸だというふうに思います。この辺のいろんなご指摘がさらにあっていいかなというふうには思いました。

一つとして、例えば、各社共通のプラットフォームをつくるなんていうのもすごくおもしろいアイデアだと思いますし、皆が使うプラットフォームなんかはすごくありがたいなというようなこともあります。

それからもう一つは、例えば届け出情報なんかも、そのご質問がありましたですね、一つ。ただ、実際、大気汚染防止法、水質汚濁防止法のその一緒の改正、並び改正をやったことがあって、それは何かというと、排出基準違反を偽装していた例が結構あったんです

ね。けしからんということで、結局は、その届け出事項や何かについて、あるいは排出、その測定についての義務づけと罰則とか、そういう処罰、罰を増やすほうの改正しか、結局、法制局はそういう立場でしたのでなってしまったんですが、そのときにあわせて、逆にいいことをしていたら規制緩和をするというようなパッケージで、実は、たしか中間試案なんかではそういう委員会方向ができていたと、ただ、それはあまりうまくいかなかったと思うんです。その中の流れの一つとして、共通電子情報みたいに出したら、一々届け出はいいじゃないかというような議論もあったんですね。方向としては大いにあり得ることだと思っで、ご提言いただくのもおもしろいんじゃないかと個人的には思っております。

それから、稲永さんからありました情報の信憑性もすごく大事だと、これも後藤座長が申し上げたとおりで、冒頭のごあいさつでもちょっと申し上げましたけれども、やはりその排出基準違反の偽装というのはもうちょっと、それはありますが、古紙偽装とか、あれはもう、何か局長のときに本当に困ったんですよね。あと、リサイクルのものを使っているかどうかの偽装とかいろいろあるので、やはり、その情報の信憑性を確保する仕掛けというの、それは基礎の問題なので、大事じゃないかなというふうに思います。この辺も、先ほど座長のほうから書いたほうが良いというお話がありましたので、そのとおりだというふうに思いました。

いずれにしても、中央省庁の改革で環境目的のある行政施策については、必ず環境省が共管ということになりましたので、経産省さんと、関係省で意見が違ふとかいうことはなくなるんだらうというふうに思います。また、そんなことをやってる暇もないと、日本が環境でどうやって稼ぐかという時代でありますので、力を合わせてやっていければいいなど、現役の人に申し上げたいというふうに思っております。

すみません、じゃあちゃんと課長さんが来たので、ここでピンチヒッターは帰ります。
○後藤委員長 ありがとうございます。

正田課長さんには、最後にごあいさついただきますので。

では、すみません、途中でとめまして。

○坂上委員 ワーキンググループで、皆さんが言っていたことのかなりの部分は、既にワーキンググループでも同じように議論がされていきました。やはり最初の問題意識は、売り上げ1,000億以下の比較的小さい規模の企業に、どうやったら環境情報を出させることができるかというようなことがあったと思うんですけれども、その中で、フリートキー

ングをやってきました。

開示項目は標準化して、共通化することが必要なんだろうとか、あるいはコアの部分、先ほどの簡便なレポートといった誰でも提出できるような部分を固めて、独自のものを拡張していけるような形にしなきゃいけないんだとか。あと、比較で必ず問題になるのはバウンダリーの問題ですよね。バウンダリーを、これがどこまでやらなきゃいけないかと決めるのではなくて、我々の議論の中で一番出てきたのは、どこまでやっているかがはっきりするという事です。要するに、これはサイト単位の値なのか、全社単位なのか、それとも関係会社とか子会社を含めた値なのか、あるいはその一次サプライヤー、二次サプライヤーも含めた値なのか、そのバウンダリーがどこまでなっているかという、これがわかるということが非常に重要なんじゃないかというようなことを議論しました。

あと、ICT の観点でいうと、XML ベースの言語を活用するのもやっぱりいいよねという話になりました。なぜかといいますと、XML ベースでつくっておけば、PDF など他の形式にも簡単に変換でき、多言語対応もできるだろう、そういう話をしていきますと、委員の中の数名が XBRL 関係のコアな人たちがいますので、どうしても XBRL が良いという話になっちゃうんですね。

なのでどうしても XBRL を想定してしまうんですが、なぜここにあまり書き込まなかったかといいますと、初めから XBRL ありきみたいな議論はよしましよと、必要な情報というのは、どういう形に出さなきゃいけないかと詰めていって、結局、その既存のものを使うとなると、恐らく、おのずと XBRL のような言語が使われると。XBRL のビジネスレポートティングという言い方がそもそもそうですね。ビジネスレポートティングというのは、もともと財務数値以外の非財務情報も含めたものを含めて開示しようということですので、XBRL が恐らく有力な候補として残るだろうということなんです。

じゃあ、先ほどから出ている GRI が、XBRL を使ったのになぜうまくいかなかったのかということの分析について多少議論は出たのですが、やはりそのアプローチの問題なんだろうと思うんですね。こちらの案で 43 ページあたりにも載っているんですが、統合アプローチでいくのか、現状維持型アプローチでいくのかということなんです。GRI は統合的なアプローチで、今までつくってきたものとは違うものを、新たに標準化をして、これをみんなにやってもらいましょうということになりますと、やっぱり負担が増えるというようなことがあります。

じゃあ現状はどうなっているんですかということで、ちょっとワーキンググループで調

べたんですが、実に多くの、数十では済まないぐらいの報告書を企業はつくらないといけない。それは各省庁にまたがって、同じようなものを最低でも数十、百とかを超えるような数を出さなきゃいけないんじゃないかと。罰則のないものについては、実質的には提出されていないというのが現状であるということを考えますと、新たに統合的なものをつくって、それを出させようとしてもかなり難しいだろうという話になり、じゃあ現状で今提出している報告書だけでも便利にしましょうというアプローチの方が良いという話になりました。

環境省に提出した報告書の中に、ほぼ同じ項目が経産省に提出する報告書の中にもあるときに、あるシステムを使って環境省のデータを入力しておけば、今度は経産省のデータをシステムに入力をするときに、同じ項目については、既にもうデータが入っていると、そういうようなイメージです。そうすると、新たに入れなきゃいけない項目というのは非常に少なくなりますから、手間が省けるし、いいですね。そのためには、やっぱり同じ項目はその識別名を標準化しなきゃいけないし、共通化しなきゃいけないですね。そうなるとシステムの裏側で共通化を進めないといけない。そうなると、現状維持型アプローチということになり、表面では違いますけれども裏ではつながっていて、裏でつながっていれば、いろんなことに使えるだろうということです。

あと、せっかく ICT を使うんですから、幾つかの項目さえ入れておけば、簡便な環境報告書を自動生成してくれるようなシステムとか、あるいは、どれだけの報告書を幾つ提出しているかを明示できるようにし、環境関連の報告書をしっかり提出している企業に対して非常に優秀な取組をしているということで、例えばゴールドだとか、シルバーだとか、そういった認証を与えて、その各社のホームページで環境省のシルバー認定とかゴールド認定とかそういうことを書けるようにすることによってインセンティブを与えてあげるとか、そういうような取組をしていったほうがいいんじゃないかということが議論されました。あまり、共通のものをつくって、それを提出させるという方向になかなか話がいかなくて、どちらかというところでは、この 43 ページのアプローチで言うと現状維持型アプローチのほうがいいだろうということです。それはなぜかといいますと、統合アプローチは欧米でよくやるんですけども、大抵失敗しているということです。GRI なんかはそれの典型的なものだと思いますので、そうではない方向でいきたいと思いますね。

そのためには、どうしても省庁間で共通のプラットフォームの情報基盤が必要ですし、

場合によっては、各省庁が協力して削減できる報告書は削減し、似たようなものを出しているのであれば同じもので統一していくと、多分実現はできないだろうなということです。ただ、そうなると、もうこれは ICT 云々の問題ではないので、そのあたりはワーキンググループではなく、上のほうで議論してほしいなというようになりました。

大体そのような議論をしてきました。これがワーキンググループからの提言でもありません。

○後藤委員長 ありがとうございます。

水口さんのご質問みたいなものに対する回答になったかと思います。まさに GRI はつくったんですけど、誰も使っていない。あれをつくったときには、GRI に実はコンセプトがあったわけじゃなくて、マイクロソフトのエンベロップが成功払いで独自につくってくれるというんで、成功払いでつくってくれるんならいいじゃないかということで頼んでしまったから、GRI のほうに何のコンセプトもなかったわけで、できれば使えるだろうということだけだったんですけども。

現実にはそういう、まさに統合アプローチでだめだったわけで、そういうことを考えると、今のようなお話が大変重要なんだろうと思いますので、この後をどう進めるかという中では、第 4 章で、別の形でご提言いただけるなら、それはそれで、どういう形で載せるかは、また議論をしたいと思います。

ほかに、まだ発言しておられない方で、はい。

○庄子委員 自治体の観点から、ちょっと違った意見を 3 点申し上げたいと思います。

一つ目は、自治体という立場で、地域におけるグリーン経済の促進の担い手になり得るのだろうと思いますが、この検討会のテーマになっております環境経営ですとか、環境情報の取組については、自治体間で非常に温度差があるのかなと思っております。せっかくこの報告書の第 1 章に、行政機関、地方公共団体の役割というのを位置づけていただいて、環境省としてもそういうふうにとらえておられるということであれば、自治体が持っている環境情報の活用、あるいは環境マネジメントシステムの普及において、自治体が手がけられる部分というのは幅広くあるのではないかと考えておりますので、いろんな場面を通じて、自治体に対して意識喚起を図っていただくことや、自治体においてもそういう取組が必要だということ、この報告書の中でもうたっていただくのがよろしいのではないかと考えてございます。

それから、2 点目といたしましては、こういった行政機関が持っている環境情報の活用という点に関しまして、国内外でもいろいろそういう議論があるんだと、この検討会だけではなくて、そういうことを言われているんだということを、もうちょっと紹介していただくのがいいのかなと思ひまして、前回の委員会で、後藤先生から、92 年の地球サミットで採択されましたリオ宣言の第 10 原則のお話がありました。

環境問題の解決のためには市民参加が重要だということでございますが、そのリオ宣言、第 10 原則に基づいてオーフス条約という、環境情報の公開を促す条約がございますし、それから、そのオーフス条約を引用する形で、今の環境基本計画の中でも、行政が保有しております環境情報を、国民にとって有益な形で活用されることが必要だと言われております。今まさに環境基本計画の見直しが進められていると承知しておりますが、新しい環境基本計画の中でも、そういう趣旨のことが書かれるんだろうと思ひますし、この報告書の公表と新しい環境基本計画の策定がどういうタイミングになるかというのがありますが、若干ご紹介いただけるものがあるのであれば、記述していただくのもいいかなと思ひております。

それから、3 点目といたしましては、行政機関の役割ということで、今、はっきりとは書かれていない事柄といたしまして、グリーン購入ですね。行政としてもしっかりと進めていくんだと、より環境負荷の低い製品の購入調達をやっていくんだということを、もし書けるのであれば、そういうところも一つ触れていただいてもいいのかなと思ひております。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。大変すばらしいご提案をいただきまして。自治体の役割で、もっと自治体に頑張ってもらいたいというのは、ぜひ書き入れてもらいたいと思ひております。欧州も、去年の 11 月だったかに、ニューCSR ストラテジーだったか、出して、読んでみると、その中では、やっぱりパブリックセクターがいろいろやるんだということも結構たくさん書かれているんですね。だから、その辺をぜひ、ここでもパブリックセクター、つまり自治体がいろいろ推進するんだというようなことを、ぜひ書き込んでいってもらいたいと思ひます。

それから、オーフス条約のことは、第 2 次環境基本計画のワーキンググループで、私は一応発言しておりますので、環境省さんが取り上げてくれるかどうか次第ですので。ありがとうございます。応援演説で大変うれしいです。

それから、グリーン購入は、猿田さん、これはあれですね、グリーンマーケットプラス

の委員会の中で、何かそういうことをちょっと、若干書いて。やはり自治体のグリーン購入というか、役務の中でも、いわゆる調達で 14001 とか、エコアクションを加算点にするというのが結構あるので、ああいうこともやっている自治体さんとやっていない自治体さんがいますので、ここでやっぱり、もう少し自治体さんに頑張ってもらいたいというようなことを何らかの形でやっぱり入れていくということを、また相談します。

それから、小野さんは、あまり提言のところではまだご発言いただいてませんが、何かありましたら。

○小野委員 すみません、ちょっと質問なんですけれども、47 ページの環境経営人材キャリアアップのところなんですけど、ここで、環境人材コンソーシアムと書いてあるんですけど、これは、前も入会のお誘いみたいなものがちょっとあって、話を聞いたことがあるんです。あまりこの企業に対して、企業のキャリアアップみたいなイメージじゃなかったんですが、でも、今後の学生受けとかそういった感じでちょっと受け取っていたんですけども、これは、この中に入るようなことなんでしょうか。実際に使われるんでしょうか、企業のキャリアアップとかに。

○猿田課長補佐 一応、社会人の方がこの講座を受けて、環境経営を学んでいただいて、社内でも取り組んでいただくということもコンセプトに入っているようなので。

○小野委員 そうなんですか。

○猿田課長補佐 はい。そちらで取り組まれている、検討されているカリキュラムとかいろいろございますので、そこに対して我々のほうも、いろんなこういう協議体とかいうことで、ちょっと協力して、いろいろまたつくっていければなということを考えています。

○後藤委員長 私、座長が務めましたバリューチェーンマネジメントのワーキンググループに委員として1人入ってもらいまして、それでディスカッションしていますので、十分企業の中のその人材育成に役立つ、確定ではないんですが、例えばエコ検定がありますよね。エコ検定がいいとか悪いということじゃなくて、エコ検定だけで、もう少しランクのある、日本人ってそういうの大好きですよ、初段、二段、三段とかって、そういうようなことも含めていろいろ考えるということでもあります。別に決まってるわけじゃないですけど、アイデアとして、そういうことも含めて。

田島さん、何かありますか。

○田島委員 ちょっと抽象的になってしまうんですけども、やはり、このように日本の中で環境情報の開示というのが格段に進んでいくことを、ぜひ国際競争力につなげていく

ような施策が実現できることが非常に望ましいんじゃないかと思っています。

そういう意味では、官のリードということと、あと民の知恵というものが必要になってくると思うんですけども、RoHS 指令とか REACH 規則等でも、純粋な環境負荷、環境保全と、そういう意味だけではなくて、やはり国際競争力というのを十分に意識しながら、施策というものはつくられていると思いますし、中国等では中国版 RoHS が出るというように、環境意識の醸成というのをこれからどうしようか考えている各国のお手本となるようなものを欧州は出せるというところでは、日本も十分その力を持っていると思いますので、各企業、これからインドを含めていろんなところに進出していきますので、こういう日本がリーダーシップをとれる点が環境情報の開示とか、その開示に基づくインディケーターの管理というようなものにつなげていければ非常にいいのかなというふうに思います。

○後藤委員長 国際競争力の強化に役立たせるという視点をもっと強く出せということですね、ありがとうございます。たしか、実平さんも似たようなイメージがあるかと思えますけれども。

先ほど世論と言われましたよね、情報について、評判ですね、レピュテーション。26000 の影響力の範囲で世論というのがあって、あれ、レピュテーションですよ。今、そのレピュテーションをターゲットに、サプライチェーンの中で実際に、言葉は悪いんですけど、悪いことをやっているところをたたくのではなくて、そこから買っているところを加担という形でがんがん押して、しかも、その買わせないようにしてそこをつぶそうという、まさにレピュテーションを使ってやろうという、そういうことをねらって活動する NGO が国際的には非常に多いんですね。日本は、自分が NGO でそういうふうなのはなかなか弱いんですが、外ではすごく多いんで、そこはものすごく重要なんで、やはり国際的な競争力ということになれば、評価にもたえ得るという形のものにしていかなくちやいかなだろうと思います。

あと、国際的にという意味でいうと、リオ+20 で文書が採択されますね、6月に。その成果文書が、この前、リオ+20 の準備委員会で議論があったんですが、1月10日にゼロドラフトが出ているんですね。評判はあまりよくないんですけども、結論ではないと、さっき水口さんがおっしゃった大きなものの中にあまりないんですが、中に、報告書に関しては、CSR レポートみたいなものを義務化するというような情報が入っているんですよ、requiring という言葉で。require を義務と見るかどうかはどうするかは別にして、そうした文書がそのまま残るのか、残らないのか、ゼロドラフトですからわかりませんが、

ちょっとその辺のことも、多分あれ、まあ残るんだろうと思いますので、ちょっとその義務化がいいかどうかという問題じゃなくて、国際的にそういうリオ+20の文書の中で報告書への要求もありということで、強化して国際的に通用し、しかも国際競争力の強化に役立つような情報開示につなげていくというようなことが、何らかの形で書けるようにしなくちゃいかんなどと思っております。

もう一つは、さっきちらっと申し上げたんですが、企業と金融機関と行政の役割があるんですが、4章で、やっぱりもうちょっとNGO、NPOの役割で企業をウォッチして、そこが使うというようなこともちょっと一言書くというようなことは、ちょっとまた環境省さんと相談したいと思っております。ということで、これは私の意見なんですが。

はい、どうぞ。

○泊委員 ちょっと本筋から離れた意見かもしれませんが、人材のことが4章に書いてあったので、それに関連して、ちょっと最近、強く思うことを述べたいと思うんですが、学生さんがものすごく環境情報をよく読んでいます。KPIの細かいところを全部読んで、その数値もさることながら、その姿勢をよく見えていますよね。悪い情報を出しているのかとか、あるいはその、ちょっとチャレンジングな目標をちゃんと明確に定量化して出しているかどうか。その人材獲得、これ、人材教育の話は書いていますが、獲得という点からも、環境情報の出し方って非常に、まあ武器にもなれば逆の面にもなりますので、その辺の何か記述があったらどうかなという、企業経営者から見ると、特に中小企業の経営者から見るとインセンティブになるのかなと、ふと思いましたんで、報告します。

○後藤委員長 ありがとうございます。

ほかに、はい、どうぞ。菊池さん、実平さんの順番でお願いいたします。

○菊池委員 リオ+20の話が出ましたので、ゼロドラフトの中に、サステナビリティインフォメーションをレポートサイクルに統合しましょうという項目もあって、これもゼロドラフトなので、最終的にどうなるかわかりませんが、そういう情報を積極的に出しましょうという項目もあるということの一つ報告します。

それで、48ページの(1)の①業種別KPIの検討と普及ということに関して、一つ提言です。文章の内容は、もうこのまま何ら異論はないんですが、タイトルのところの「業種別」と、下から2行目の「業種における」を消してもいいかなというふうに思っていました、その理由は二つです。

一つが、比較はすべて、当然、業種間だけでやるわけではないので、業種を超えたところ

ろもありますし、実際、今、KPI をいろいろ整理しているところでは、業種の中で共通の KPI も結構出されているという実態もありますというところが一つと、よりこれは大きな理由なんですけれども、財務会計の報告も含めて、いわゆるルール主義から原則主義にだんだん変わってきているという中で、あまり具体的にこういう KPI を検討して普及させましようと言ってしまうと、何となくルール主義のにおいが残ってしまうので、その辺、もうみんなでちゃんと議論しましょうねというようなトーンを残すためにも、タイトルの業種というのではないほうが、むしろ KPI という単語だけを出したほうがすっきりするかなと思います。

以上です。

○後藤委員長 はい、では、実平さん。

○実平委員 人材育成の観点ですね、せっかく環境省さんもいらっしゃることもあって、義務化というんですかね、例えば、グリーンイノベーションアドバイザーといった方でもつくって、各都道府県とか政令指定都市には必ず置いて、何か産業活性化とか新しいその芽を生むというふうなもののアシストをするといったことをアドバイスできるような人を置くという制度をつくれれば、これは通り一遍の簡単な試験じゃなく難しくしていいと思うんですよ、ぐっと難しくしてやると。そのかわり、そこそこのお金が入るというふうな。今ある制度というのは、まあ割と簡単で、エコアクションも、ちょっと私は検定委員になってはいますけれども、70%が通るというふうな設定でありまして、そうでなくて、ぐっとグレードアップしてやってもおもしろいかなと、これは思いつきでありますけれども、ぜひお願いします。

○後藤委員長 エコアクションの審査員の試験が、今のところ環境では日本で一番難しいと言われてはいるんですが、実平さんだから楽勝なので。

○実平委員 あれはエコアクションとは言いません、エコ検定ですね。私はエコアクションはよく知りません。

○後藤委員長 エコ検定ですか。エコ検定は、別に悪いのではなくて、エコ検定では、今はその上がない。だから、ちょっとその上のことを少し考える必要があるかなというのが人材のコンソーシアムの考え方ですので、エコ検定は一つ、ああいう民間のものがあって、非常に悪くないと思いますが。その辺も、ちょっとまた考えまして。

まだあるかとは思いますが、冒頭に申し上げましたように、今日のご意見でドラフトをつくりかえます。皆様方にお届けしてコメントをいただきます。ただ、もう委員会は今日

で最後でございますので、ドラフトに対して、今度は修正ドラフトに対してご意見いただいて、あとは環境省さんと私で最後のことにして公表という形につなげたいと思いますが、どうぞよろしくをお願いします。

それじゃ猿田さん、最後の、事務局から報告書の完成の問題とか、いろんなことを、ぜひ何かコメントを。

○猿田課長補佐 どうも3回にわたりありがとうございました。

いただきましたご意見をしっかり検討いたしまして、文章化してサーキュレーションしたいと思います。それとともに、やはりこれらの取組をどうやって進めていくのかということが非常に重要だと思いますので、ご指摘いただいたように各省連携して、しっかり進めていきたいというふうに思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○後藤委員長 それじゃ、最後になりました。正田課長が来ておられますので、ごあいさつを。

○正田課長 環境経済課の正田でございます。ちょっと風邪ひいて長引いております、非常にお耳を煩わせまして、本当に申し訳ございませんでした。

本年度、この環境情報の利用促進に関する検討委員会ということで、3回にわたりご検討賜り、どうもありがとうございました。私も当局として、体調の悪い中で、ただ、ぜひお話をお聞きしたいなということで、非常に申し訳ないですが、来ました次第でございます。いろいろお話をいただきまして、本当にありがとうございます。

環境政策の全体像という意味でございますと、現在、ご意見の中にもございましたように、中環審で基本計画の見直しと、第4次基本計画についての議論をいただいているところでございまして、近々にパブリックコメントを開始するというふうに聞いてございます。その中でも、前回からの基本計画の引き継ぎ、やはり経済と社会という中での環境との統合的な向上というんでしょうか、そういったことを大きな柱にしているところでございまして、いずれも、ただ基本計画でございますので、かなり抽象的なというんでしょうか、ある意味では漏れがないようにという形ではございますが、そういった位置づけというのはしっかりさせていただきたいなと思っておりますのでございます。また、パブリックコメント等が始まりましたら、いろいろご指導賜ればと思うところでございます。

政府全体としては、経済成長という中で、新成長戦略という中でも、やはり環境というものが重要な分野であろうということで、それはもうしっかり位置づけているところでご

ございますし、さらには、特に今、課題になっているエネルギーの話でございますが、本当に地球環境問題とは裏腹であるということございまして、新しいエネルギー基本計画というものに、議論を夏をめどにというように私は承知してございますが、その中で、例えば再生可能エネルギーをどうするというような議論もあるでしょうし。あわせて、温暖化対策をどうするというご議論も進んでいくだろうと思っております。なかなか、この一つ一つ、先生方のご指摘がございましたが、これですばりというものはないのかもしれないんですが、そういったことで取組というものは進めてまいりたいというか、進めていくんだらうと考えるところでございます。

また、環境報告でございますが、その一つをご報告いたしますと、明日、環境コミュニケーション大賞の表彰式をする予定でございますが、ご応募いただいた中で非常にすぐれた環境報告書、地球の環境レポート、環境 CM についての表彰をさせていただこうと思っております。それも各企業でお取り組みいただくの中の一つの促進剤になればよろしいかなと思っております。

いずれにいたしましても、今回、このご検討をいただく中でいろいろ調査をしてまいりまして、もともとその環境報告という形で情報開示を進めていただきたいたいというのが私どもの考えでございますが、その中で、まず量的に進めていくという、非常に言葉は決していい言葉でないかもしれませんが、ただ、その中で非常に環境報告の開示といったものが進んできたんだらうと思っておりますが、やはりデータ等を見ていく中で、一定のところで、最近でもちょっと横ばい状況かなといったところでございます。

さらに、その中身を見ていきますと、やはりその、どちらかという、やはり規模の小さな企業において、やはりこれは人的制約でございますとか、まあコスト面の話もあるんでしょうか、そういったところで、なかなかその開示率というんですか、環境報告書の作成率というのが高まってこないというのも事実としてもあるということございまして、当然、量的にというか、そのすそ野を広げていくという意味と、あるいは、お話がございましたような、今度、この開示いただくデータにつきましても、環境報告書のガイドラインの見直しといったことで並行してやってまいりましたが、その質の向上ともあわせて進めていきたいなと思っております。

いずれにいたしましても、これは環境報告書をつくっていただくということ自体が目的ではございませんで、環境報告書を通じて、やっぱり各企業の方々の環境配慮の行動なり、そういったことを開示していただいて、社会全体、またそのステークホルダーとのコミュ

ニケーションをとっていただくと、これが大事でございまして、その中で評価されるというようになっていく、そういった大きな循環をつくっていきたいと思っているところでございます。そういう意味では、今回いただきましたご意見、現在のドラフトにございます、いただいたような提案でございまして、本日いただいたご意見を踏まえまして、最終的に報告書をまとめてまいります。これに沿いまして、一つでも施策として実現して、効果を上げていくように私も努めてまいりたいと思っておりますので、引き続きご指導賜りますようよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○後藤委員長 課長、ありがとうございました。

それでは、3回にわたり、またワーキンググループの委員はさらに2回にわたりということで、大変長い間ご協力いただきましてありがとうございました。とりあえずこれにて、オープンというか、集まる委員会はおしまいになりますので、引き続き、最後の仕事としてドラフトが行きますので、コメントを出していただきまして、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。